

令和6年度

山梨県の賃金概況



かわせみ

山 梨 労 働 局

CONTENTS

I	統計活用に当たっての留意事項	1
	統計利用上の注意点	1
	主な用語の定義	2
	各調査の概要	4
II	山梨県の賃金状況	5
	概況	5
	給与等の年別変化	7
	男女別所定内給与額の推移	9
	年齢階級別所定内給与	11
	産業別、年齢別、規模別所定内給与	12
	産業別きまって支給する現金給与額等	17
	規模別きまって支給する現金給与額等	18
	職種別きまって支給する現金給与、所定内給与等	19
	新規学卒者の初任給額等（山梨県）	21
	山梨県の産業別パート労働者の比率	23
	山梨県の短時間労働者の賃金	24
	世帯人員別標準生計費	28
III	山梨県における最低賃金の概況	30
	最低賃金制度の概要	30
	山梨県内に適用されている最低賃金	32
	特定最低賃金の適用業種	33
	特定最低賃金が適用される主な産業 （日本標準産業分類より）	34
IV	最低賃金制度の沿革	38
	山梨県の最低賃金の歴史	38
	特定最低賃金の新設・廃止等	40
	山梨県の特定最低賃金改正の推移	41
	令和5年度地域別最低賃金改正状況	43
	山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較	44

統計活用に当たっての留意事項

統計利用上の注意点

1 統計の限界を超えた利用をしない

統計数値がもつ意味を十分に理解し、その統計が説明し得る以上のものまで求めないことが大切です。例えば、企業の規模別の給与等の額をそのまま比較して賃金水準の高低を論ずることは、実態を見間違ふおそれがあります。これらの給与額は、1人当たりの労務費を表しているに過ぎず、各企業の年齢、性別等の労働者構成により平均賃金は大きく変動します。

また、平均値は、ちょうど真ん中に位置する労働者の数値を表すものではありません。平均値の額より下位に属する労働者が、上位に属する労働者よりも多いのが通常です。

2 統計には誤差があることを忘れない

統計数値のほとんどに誤差があります。したがって、統計を利用するには誤差の存在を忘れずに必要以上の精度を求めず、数値にある程度の幅をもって見る必要があります。

誤差は標本調査の標本誤差、郵便調査の回答漏れなど調査対象の一部しか調査していないことから生じるものがあり、これらが重なり合って誤差を生じさせることがあります。

3 統計用語を理解する

同じ用語であっても統計が異なるとその内容も違った意味であることがありますので、用語の定義を理解することが大切です。

4 調査範囲に注意する

調査範囲は全国か特定地域か、対象産業は全産業か特定産業に限定したものか、調査事業所や調査企業の最低規模は何人かなどについて注意が必要です。例えば、賃金の水準は地域や企業規模によって大きく数値が異なります。

したがって、調査対象を念頭において統計数値を見る必要があります。

5 地方統計の見方

本書においては、山梨県の賃金を中心に掲載していますが、地方別の統計についてはサンプル数が少ないため、調査対象抽出替えの際の統計数値の変動が大きくなるおそれがあります。例えば、賃金水準が極端に高低差のある企業間で抽出替えがなされた場合、その結果、得られる統計数値の変動は大きくなります。

したがって、時系列的に統計を見る場合、1年～2年の短期間の変化のみで見ると、実態とは違う判断をするおそれがあるので注意が必要です。

主な用語の定義

「賃金構造基本統計調査」における主な用語

常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。
期間を定めずに雇われている労働者。
1か月以上の期間を定めて雇われている労働者。

臨時労働者

日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者をいう。

一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者以外の者をいう。
各表とも、特に説明がなければ、企業規模10人以上の事業所の常用労働者のうち、一般労働者の数値である。

短時間労働者

常用労働者のうち、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数の合計をいう。

超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

きまって支給する現金給与額

労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により、6月分として支給された現金給与額で、所得税等を控除する前の額をいう。

所定内給与額

きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等）を差し引いた額をいう。

1時間当たり所定内給与額

労働者ごとに月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除したものの、円未満の端数は四捨五入されている。

年間賞与その他特別給与額

調査対象年の前年1年間（原則として1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

企業規模計

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所について集計したもの。

「毎月勤労統計調査」における主な用語

パートタイム労働者

常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者をいう。

きまって支給する給与（定期給与）

労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

所定内給与

きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここで超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

特別に支払われた給与（特別給与）

夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与並びにあらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給自由の発生が不確実な給与等のことである。

現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

各調査の概要

毎月勤労統計調査

事業所規模 5 人以上を対象とした標本調査で、毎月実施。また、事業所規模 5 人未満を対象とし特別調査を毎年 9 月（7 月分等）に実施。

賃金、労働時間数、雇用の動き等を調査しており、

- ・産業別にみた賃金の動き
- ・産業間賃金格差
- ・男女間賃金格差
- ・労働時間指数
- ・常用雇用指数

等を把握することができる。

調査対象

山梨県 約 550 事業所（常用労働者 5 人以上）

全 国 約 33,000 事業所（常用労働者 5 人以上）

この調査は、標本調査であることから、絶えず変動する事業所の募集団の実態を正しく把握するため、標本（調査対象事業所）の入れ替えを以下のとおり行っている。

事業所規模 30 人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として、毎年 1 月分調査時に対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施している。1 月分及び 7 月分調査において、指定調査区の 3 グループのうち 1 グループについて交替している。



賃金構造基本統計調査

地方調査：山梨労働局賃金室

労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、労働者の性、学歴、年齢、勤務年数等の別に明らかにする目的で毎年 1 回、6 月分賃金について調査を実施している。

調査対象は常用労働者 5 人以上を雇用する事業所（5 ~ 9 人の事業所については企業規模が 5 人 ~ 9 人の事業所に限る）及び常用労働者 10 人以上を雇用する事業所で、県内 1,142 事業所、全国で 78,623 事業所を対象としている。



新卒者初任給調査

甲府商工会議所 (055-233-2241)

調査年の 4 月 ~ 5 月に山梨県内約 1,000 事業所を対象に調査を行っている。回収数は令和元年 381、2 年 398、3 年 429、4 年 367、5 年 401 事業所である。

労働事情実態調査

山梨県中小企業団体中央会 (055-237-3215)

調査年の 7 月 1 日の状況を、山梨県内の従業員 300 人以下の 600 事業所を対象に調査を行っている。回収数は令和元年 205、2 年 254、3 年 252、4 年 220、5 年 204 事業所である。

統計データを探すには...

政府統計の総合窓口 *e-stat* (<https://www.e-stat.go.jp/>) が便利です。

山 梨 県 の 賃 金 状 況

概 況

1 山梨県の賃金水準

県内の賃金の水準をみると、毎月勤労統計調査(令和5年地方調査結果、規模30人以上)では、1か月当たりの現金給与総額344,836円(第2表)となっており、全国平均の386,985円(第4表)と比べ42,149円低く、全国平均の89.1%となっている。

また、男女別の所定内給与は、賃金構造基本統計調査令和5年企業規模計では、所定内給与が男性322,000円、女性236,700円(第5表)となっており、全国の男性350,900円、女性262,600円(第7表)と比べ男性が28,900円、女性が25,900円低くなっている。

県内における、女性の給与は男性の給与の73.5%となっており、男女間の格差は、長期的には横ばい状態である。

(P7~10)

2 山梨県内の賃金の年次別推移(賃金構造基本統計調査)

(1) 男女別給与の推移

県内の令和5年男女別所定内給与は、前記1のとおりであり、令和4年と比較すると男性は1.8%増加、女性は0.9%減少した。

全国では、令和4年との比較で、男性は2.6%、女性も1.4%増加している(第7表)。

(P9~10)

(2) 年齢階級別給与の推移

県内の令和5年年齢階級別所定内給与は、男性は50~54歳の385,100円(第9表、令和4年は50~54歳、55~59歳)、女性は50~54歳の249,000円(第9表、令和4年は50~54歳)が最も高くなっている。

(P11)

(3) 産業別給与の状況

県内の令和5年所定内給与を主な産業別(企業規模計・年齢計)で見ると、男性は金融業・保険業の411,500円、女性は教育・学習支援業の293,100円が最も高くなっている(第10表)。

(P12~17)

(4) 企業規模別給与の推移

県内の令和5年6月の所定内給与額を企業規模別にみると、規模1,000人以上では、323,400円、規模100~999人では289,200円、規模10~99人では277,400円となっている(第14表)。

また、規模1,000人以上を100とする指数に換算すると、規模100~999人が89.4、規模10~99人が85.8となる(第14表で換算)。

(P18)

3 短時間労働者の賃金の推移（賃金構造統計調査）

県内の短時間労働者の令和5年における1時間当たりの所定内給与をみると、企業規模計・産業計において、男性は1,405円(第26表)となり、全国産業計を100とする指数で見ると84.8、女性は1,271円(第27表)で全国企業規模計・産業計の96.9の水準となっている。

(P23～27)

4 標準生計費の推移

山梨県発行の令和5年4月の甲府市の世帯人員別標準生計費(第30表)を全国平均(第31表)と比較すると、世帯1人が128,580円(全国平均120,910円)、世帯2人が133,820円(同125,080円)、世帯3人が173,360円(同170,620円)、世帯4人が212,910円(同216,170円)、世帯5人が252,460円(同261,700円)、これは全国平均のそれぞれ+6.3%、+7.0%、+1.6%、-1.5%、-3.5%となっている。

(P28～29)

給与等の年別変化

山梨県（事業所規模5人以上）〔第1表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成29年	145.1	134.3	10.8	18.9	289,581	0.8	242,513	224,247
平成30年	144.0	132.8	11.2	18.6	298,219	2.9	244,746	225,773
令和元年	142.5	131.7	10.8	18.4	294,344	-1.3	245,386	228,040
令和2年	136.2	127.5	8.7	18.0	293,049	-0.4	243,020	226,341
令和3年	140.3	129.4	10.9	18.3	296,027	1.0	248,073	229,990
令和4年	139.0	127.6	11.4	18.1	297,317	0.4	246,143	227,865
令和5年	137.4	126.4	11.0	17.9	300,565	1.1	250,496	231,326

山梨県（事業所規模30人以上）〔第2表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成29年	151.0	138.2	12.8	19.2	330,408	0.8	269,778	245,643
平成30年	149.5	136.3	13.2	18.9	343,550	3.8	273,433	247,568
令和元年	146.0	133.4	12.6	18.4	330,353	-4.0	265,395	241,997
令和2年	141.6	131.0	10.6	18.0	327,178	-1.0	265,392	243,847
令和3年	144.4	132.7	11.7	18.3	333,746	2.0	272,527	249,522
令和4年	143.4	130.3	13.1	18.2	341,276	2.2	273,239	247,301
令和5年	144.0	131.4	12.6	18.3	344,836	1.0	280,164	254,921

全国（事業所規模5人以上）〔第3表〕

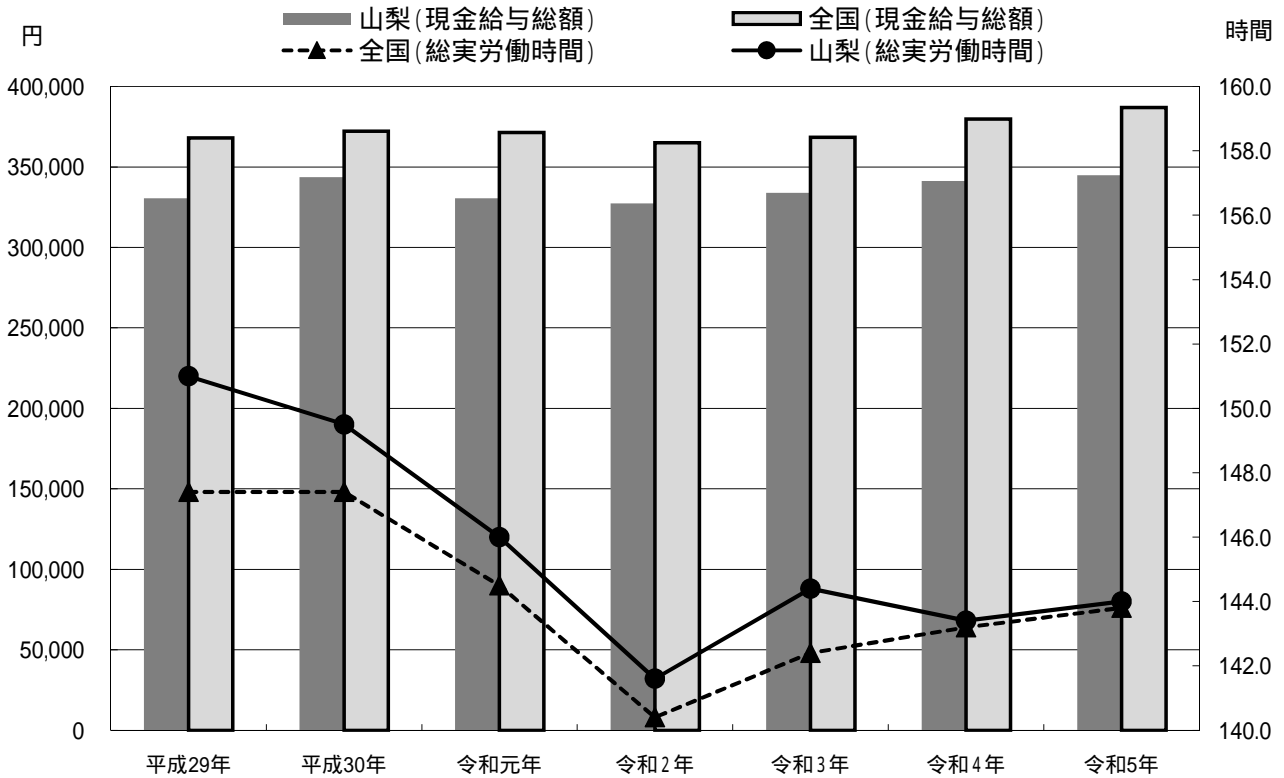
年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成29年	143.3	132.4	10.9	18.5	319,453	0.5	262,407	242,646
平成30年	142.2	131.4	10.8	18.4	323,547	1.3	264,570	244,670
令和元年	139.1	128.5	10.6	18.0	322,552	-0.3	264,180	244,432
令和2年	135.1	125.9	9.2	17.7	318,405	-1.3	262,325	244,968
令和3年	136.1	126.4	9.7	17.7	319,461	0.3	263,739	245,709
令和4年	136.1	126.0	10.1	17.6	325,817	2.0	267,461	248,529
令和5年	136.3	126.3	10.0	17.6	329,778	1.2	270,229	251,257

全国（事業所規模30人以上）〔第4表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成29年	148.4	135.7	12.7	18.7	367,951	0.6	294,010	268,736
平成30年	147.4	134.9	12.5	18.6	372,162	1.1	295,944	270,694
令和元年	144.5	132.0	12.4	18.2	371,408	-0.2	296,064	270,847
令和2年	140.4	129.6	10.8	17.9	365,100	-1.7	293,056	271,025
令和3年	142.4	130.8	11.6	18.0	368,493	0.9	296,652	273,186
令和4年	143.2	131.0	12.2	17.9	379,732	3.0	303,496	278,687
令和5年	143.8	131.7	12.1	18.0	386,985	1.9	308,437	283,595

資料出所：毎月勤労統計調査

常用労働者の1か月あたりの現金給与総額及び総実労働時間（第1図）
 （事業所規模30人以上）



資料出所：毎月勤労統計調査

年別きまって支給する現金給与額等(産業計、企業規模計、山梨県)（第5表）

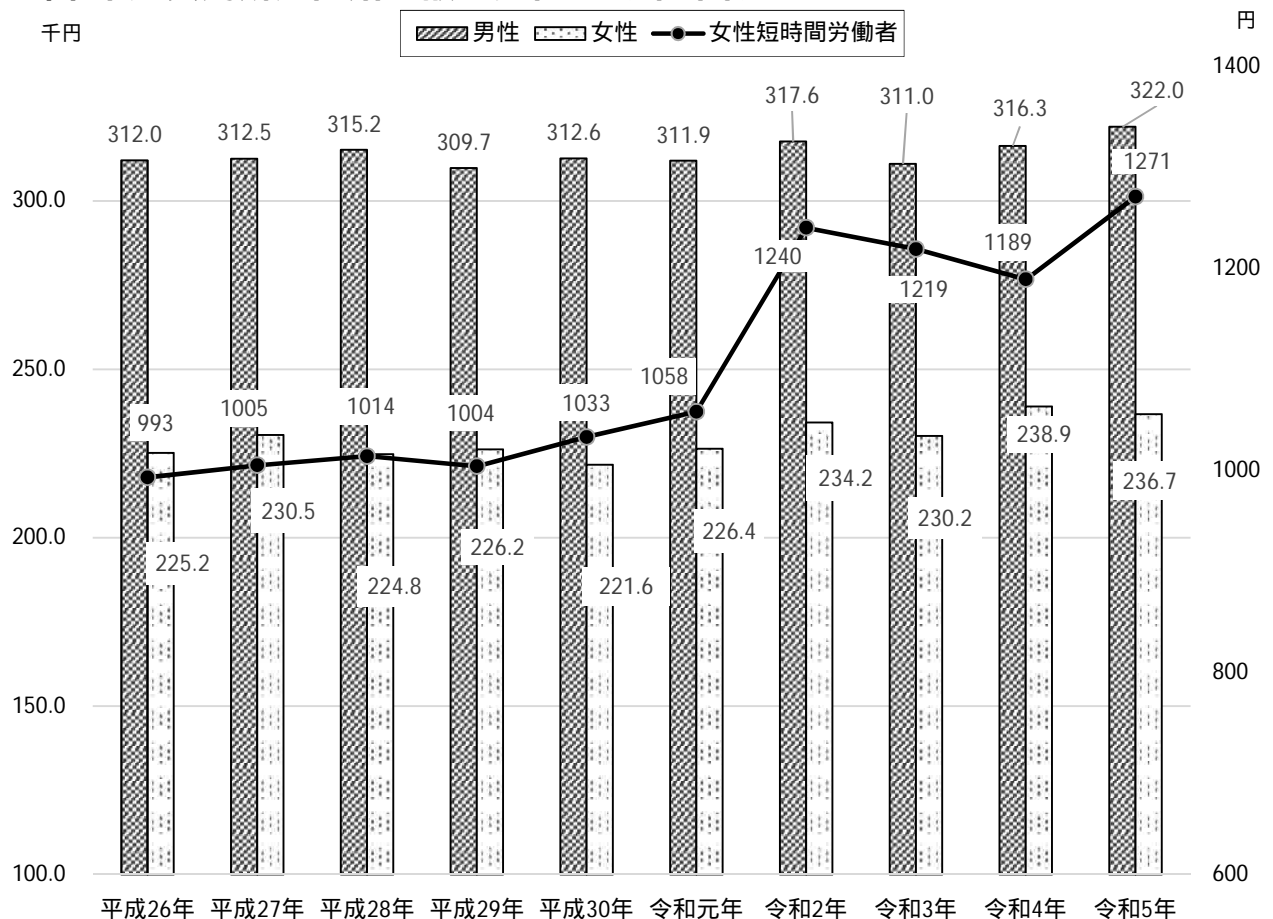
年	区分	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内実労働時間数 (時間)	超過実労働時間数 (時間)	きまって支給する	
						現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)
令和元年	全体	44.0	11.7	162	12	309.5	282.3
	男	44.2	12.9	164	15	344.8	311.9
	女	43.6	9.5	160	8	242.4	226.4
令和2年	全体	44.3	12.1	166	10	308.3	287.4
	男	44.6	13.1	167	12	343.4	317.6
	女	43.9	10.3	163	6	246.6	234.2
令和3年	全体	44.9	11.8	166	11	305.2	281.5
	男	45.1	13.0	168	14	340.9	311.0
	女	44.4	9.7	163	7	243.5	230.2
令和4年	全体	44.4	12.5	166	12	315.4	287.7
	男	44.7	13.7	168	15	350.8	316.3
	女	43.8	10.4	163	8	255.0	238.9
令和5年	全体	45.3	12.3	167	12	319.8	292.2
	男	45.4	13.3	168	14	356.3	322.0
	女	45.2	10.2	164	8	251.9	236.7

資料出所：賃金構造基本統計調査

男女別所定内給与額の推移(産業計、企業規模計、山梨県)〔第6表〕

区分 年	男女計		男性		女性		女性短時間労働者		男女比 (男性を100)
	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成26年	283.8	4.0	312.0	4.1	225.2	5.1	993	2.7	72.2
平成27年	284.2	0.1	312.5	0.2	230.5	2.4	1,005	1.2	73.8
平成28年	283.5	-0.2	315.2	0.9	224.8	-2.5	1,014	0.9	71.3
平成29年	279.9	-1.3	309.7	-1.7	226.2	0.6	1,004	-1.0	73.0
平成30年	281.1	0.4	312.6	0.9	221.6	-2.0	1,033	2.9	70.9
令和元年	282.3	0.4	311.9	-0.2	226.4	2.2	1,058	2.4	72.6
令和2年	287.4	1.8	317.6	1.8	234.2	3.4	1,240	17.2	73.7
令和3年	281.5	-2.1	311.0	-2.1	230.2	-1.7	1,219	-1.7	74.0
令和4年	287.7	2.2	316.3	1.7	238.9	3.8	1,189	-2.5	75.5
令和5年	292.2	1.6	322.0	1.8	236.7	-0.9	1,271	6.9	73.5

山梨県男女別所定内給与額の変化〔第2図〕



資料出所:賃金構造基本統計調査

男女別所定内給与額の推移(産業計、企業規模計、全国)〔第7表〕

区分 年	男女計		男性		女性		女性短時間労働者		男女比 (男性を100)
	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成26年	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	1,012	0.5	72.2
平成27年	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	1,032	2.0	72.2
平成28年	304.0	0.0	335.2	0.0	244.6	1.1	1,054	2.1	73.0
平成29年	304.3	0.1	335.5	0.1	246.1	0.6	1,074	1.9	73.4
平成30年	306.2	0.6	337.6	0.6	247.5	0.6	1,105	2.9	73.3
令和元年	307.7	0.5	338.0	0.1	251.0	1.4	1,127	2.0	74.3
令和元年(注)	306.0	...	336.1	...	249.8	74.3
令和2年	307.7	0.6	338.8	0.8	251.8	0.8	1,321	19.5	74.3
令和3年	307.4	-0.1	337.2	-0.5	253.6	0.7	1,290	-2.3	75.2
令和4年	311.8	1.4	342.0	1.4	258.9	2.1	1,270	-1.6	75.7
令和5年	318.3	2.1	350.9	2.6	262.6	1.4	1,312	3.3	74.8

(注)令和2年から推計方法を変更しているため、令和2年の対前年増減率は、同じ推計方式で推計した令和元年の数値を基に算出している。

資料出所:賃金構造基本統計調査

男女別、企業規模別、年間賞与その他特別給与額の推移(山梨県)〔第8表〕

区分 年	男性(千円)				女性(千円)				男女比 (企業規模計 男性賞与を 100)
	企業規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～ 99人	企業規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～ 99人	
平成26年	852.8	1,475.4	891.9	473.7	509.8	773.0	525.3	374.4	59.8
平成27年	921.9	1,554.8	898.1	481.7	503.0	661.3	590.8	327.6	54.6
平成28年	1,061.2	2,049.0	874.7	569.7	534.0	666.0	594.8	387.0	50.3
平成29年	1,035.9	1,736.2	893.5	526.6	534.0	671.1	519.5	444.5	51.5
平成30年	1,020.3	1,723.2	912.6	571.9	521.0	626.4	479.2	487.5	51.1
令和元年	1,097.2	1,823.9	911.8	623.3	569.8	683.4	569.0	478.1	51.9
令和2年	1,120.9	2,075.6	788.3	589.0	568.1	666.4	479.4	599.8	50.7
令和3年	852.8	1,556.6	738.5	577.6	490.5	506.8	544.3	405.8	57.5
令和4年	871.8	1,451.8	849.3	536.9	561.7	692.4	634.7	399.9	64.4
令和5年	1,039.9	1,942.9	1,022.9	546.3	546.3	665.3	595.4	441.5	52.5

資料出所:賃金構造基本統計調査

年齢階級別所定内給与額（企業規模計）〔第9表〕

（単位：千円）

区分 年齢階級	男 性				女 性			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
山梨県平均	317.6	311.0	316.3	322.0	234.2	230.2	238.9	236.7
～19歳	187.5	182.8	169.9	197.4	177.4	166.9	174.3	187.7
20～24	207.8	208.5	209.2	214.8	204.4	202.6	194.6	206.5
25～29	244.3	246.8	245.4	253.9	213.4	214.5	227.9	221.9
30～34	271.2	269.9	284.3	281.5	236.1	221.6	230.6	241.3
35～39	328.3	303.8	310.6	314.1	233.6	229.1	232.3	241.1
40～44	341.8	317.7	340.2	341.7	232.0	232.4	242.0	245.6
45～49	355.0	346.1	355.7	366.7	260.4	246.2	261.8	246.3
50～54	375.2	358.7	373.3	385.1	254.7	237.6	263.9	249.0
55～59	396.4	379.7	373.3	377.3	248.0	242.1	251.4	248.0
60～64	297.4	290.9	315.5	317.7	215.0	245.5	246.9	241.4
65～69	258.2	261.1	266.0	256.3	187.0	198.2	217.3	215.2
全国平均	338.8	337.2	342.0	350.9	251.9	253.6	258.9	262.6
～19歳	183.2	185.6	187.7	191.1	173.7	177.3	178.4	188.4
20～24	214.6	215.4	220.5	229.3	209.4	210.7	216.3	219.6
25～29	252.6	253.3	259.3	267.8	233.4	236.2	240.8	245.8
30～34	289.2	290.5	297.0	302.1	246.8	248.5	254.0	259.6
35～39	328.3	327.0	335.8	337.9	258.5	260.0	268.2	270.1
40～44	360.7	357.6	363.6	371.8	268.3	269.9	275.6	276.8
45～49	387.9	382.8	388.1	396.9	271.1	270.9	278.5	281.7
50～54	419.6	412.1	410.9	417.7	274.7	277.9	279.2	285.9
55～59	420.1	413.6	416.5	427.4	271.1	273.3	280.0	281.7
60～64	314.3	318.1	321.8	334.2	232.0	234.4	237.3	246.6
65～69	275.0	274.8	274.5	293.3	215.5	222.2	216.2	217.1

資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県産業別、年齢階級別、企業規模別所定内給与（令和5年）〔第10表〕（単位：千円）

産業 年齢階級	男				女				
	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	
産業計	年齢計	322.0	364.7	317.6	301.6	236.7	243.3	236.9	232.9
	～19歳	197.4	209.9	187.1	191.2	187.7	200.3	182.4	190.0
	20～24	214.8	223.9	216.8	202.2	206.5	209.0	206.3	205.3
	25～29	253.9	273.3	245.2	245.5	221.9	228.4	222.2	217.7
	30～34	281.5	314.3	277.1	263.4	241.3	248.5	233.9	242.3
	35～39	314.1	357.4	308.5	293.7	241.1	252.4	245.2	233.5
	40～44	341.7	402.7	335.6	315.6	245.6	243.8	268.7	230.0
	45～49	366.7	417.7	380.9	329.5	246.3	260.0	248.7	236.3
	50～54	385.1	454.9	394.1	344.3	249.0	251.2	259.8	238.3
	55～59	377.3	445.7	385.5	332.3	248.0	258.0	245.0	244.3
	60～64	317.7	379.0	284.9	311.3	241.4	243.1	235.2	244.5
	65～69	256.3	246.1	280.8	248.0	215.2	252.8	175.1	241.1
70歳～	234.5	207.5	208.0	264.1	179.6	155.2	180.7	201.4	
建設業	年齢計	363.9	372.9	360.0	364.1	279.8	346.7	264.6	280.4
	～19歳	225.5	233.1	228.5	221.3	-	-	-	-
	20～24	224.1	197.1	236.0	222.2	224.8	196.4	185.0	232.6
	25～29	302.8	279.0	290.4	306.5	273.6	-	277.1	205.0
	30～34	343.2	339.2	310.1	353.2	341.6	-	237.4	383.6
	35～39	343.5	337.1	354.9	342.4	290.0	226.1	-	299.4
	40～44	360.2	386.4	356.2	360.4	267.3	-	257.1	267.6
	45～49	366.6	447.9	433.0	348.4	259.9	-	254.9	260.7
	50～54	417.0	440.1	496.0	409.5	306.4	444.3	304.4	291.8
	55～59	424.1	557.0	467.5	416.8	266.1	520.0	254.1	225.1
	60～64	393.8	334.5	319.7	401.4	280.0	-	-	280.0
	65～69	325.7	321.7	392.5	315.0	-	-	-	-
70歳～	327.5	-	361.7	326.6	300.0	-	-	300.0	
製造業	年齢計	332.0	394.6	329.9	279.7	227.0	276.5	223.4	209.5
	～19歳	202.2	207.7	193.3	201.3	189.5	208.4	180.8	181.8
	20～24	214.7	231.2	213.4	191.0	193.9	204.6	203.5	176.3
	25～29	244.5	276.7	235.4	209.3	207.2	248.3	200.3	193.4
	30～34	283.4	321.3	286.6	241.2	231.6	340.1	203.5	223.5
	35～39	323.7	424.3	313.2	272.7	225.7	270.3	240.1	208.4
	40～44	348.3	475.3	333.2	283.6	237.0	285.7	264.9	203.2
	45～49	385.6	444.6	394.9	324.3	237.5	298.2	233.0	204.1
	50～54	402.4	480.2	409.0	335.9	259.1	295.2	257.1	243.4
	55～59	408.1	507.0	422.0	312.2	244.3	350.0	224.1	223.5
	60～64	344.8	474.8	298.0	282.1	192.7	207.6	192.4	189.6
	65～69	239.1	210.1	301.5	232.1	179.9	181.7	173.5	194.6
70歳～	205.3	212.3	198.4	215.6	166.2	-	172.0	164.1	

資料出所：賃金構造基本統計調査

産業 年齢階級		男				女			
		企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人
運輸業・郵便業	年齢計	257.9	295.7	262.8	226.5	217.6	227.0	213.6	213.3
	～19歳	155.8	191.5	189.5	136.0	174.6	174.6	-	-
	20～24	210.8	235.6	198.6	188.1	203.7	203.7	-	-
	25～29	238.3	273.2	233.7	197.4	204.5	210.2	201.4	-
	30～34	256.4	286.7	248.1	219.5	241.8	267.6	-	186.4
	35～39	272.6	351.7	262.3	239.9	219.6	355.0	201.6	205.4
	40～44	281.9	325.3	292.9	250.4	178.3	244.4	177.8	160.9
	45～49	285.8	320.9	331.4	233.6	213.1	225.3	195.1	215.0
	50～54	265.9	326.4	293.7	226.8	257.1	222.4	252.3	269.7
	55～59	268.5	296.2	264.2	235.2	230.4	230.4	233.1	187.4
	60～64	235.2	221.3	256.1	224.6	194.1	207.4	196.9	178.4
	65～69	208.5	241.7	241.6	192.1	200.4	175.6	204.5	-
70歳～	207.6	187.9	212.7	-	-	-	-	-	
卸売業・小売業	年齢計	312.6	340.8	317.3	287.2	208.2	201.7	201.5	220.0
	～19歳	193.1	-	193.1	-	-	-	-	-
	20～24	210.4	208.9	225.2	202.7	207.7	200.1	218.8	204.1
	25～29	248.4	250.7	246.6	248.3	210.3	200.1	210.0	225.5
	30～34	277.2	299.9	274.5	254.5	217.9	192.1	224.0	240.4
	35～39	286.8	276.1	305.7	262.3	214.8	201.4	212.6	231.8
	40～44	362.1	342.5	407.7	345.0	235.3	229.9	256.9	230.5
	45～49	360.9	431.3	354.9	326.8	231.9	223.6	195.2	265.5
	50～54	392.2	510.9	390.7	329.0	201.0	192.4	201.8	210.5
	55～59	349.0	413.7	412.1	258.2	186.6	191.1	157.3	208.6
	60～64	267.3	271.3	251.1	283.5	196.5	212.2	188.6	196.4
	65～69	231.4	-	218.4	245.3	175.0	204.4	172.7	169.3
70歳～	189.9	142.5	174.9	200.4	187.1	-	168.1	193.2	
金融業・保険業	年齢計	411.5	464.3	329.8	358.0	266.2	266.5	259.4	274.8
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	204.3	213.3	199.7	221.3	202.3	201.1	217.6	215.8
	25～29	273.8	282.5	229.0	256.8	229.0	229.7	211.1	-
	30～34	333.3	365.1	329.1	264.5	241.2	243.5	238.0	200.7
	35～39	401.7	462.6	282.1	383.6	271.3	268.7	275.7	296.3
	40～44	509.9	537.0	321.3	445.4	253.8	246.3	261.7	414.3
	45～49	497.6	600.7	400.1	478.5	255.4	251.1	268.9	262.8
	50～54	492.7	556.1	406.7	490.7	309.5	312.6	206.4	295.9
	55～59	445.9	461.5	375.9	377.5	291.7	292.1	302.2	177.0
	60～64	400.4	428.2	286.8	323.0	271.8	274.1	183.1	279.5
	65～69	221.4	-	221.4	-	366.2	366.2	-	-
70歳～	207.7	266.2	-	150.0	194.6	194.6	-	-	

産業 年齢階級		男				女			
		企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人
宿泊業・ 飲食サ ービス業	年齢計	282.3	254.3	288.0	289.0	218.9	207.7	218.0	224.2
	～19歳	170.0	-	170.0	-	188.6	-	185.4	202.5
	20～24	175.9	143.4	193.3	187.5	191.0	158.1	192.8	217.1
	25～29	213.4	203.2	-	215.9	204.3	-	191.8	209.0
	30～34	257.0	249.8	252.9	259.0	222.1	244.2	247.7	204.6
	35～39	297.0	305.7	235.7	300.0	233.7	133.1	252.5	251.4
	40～44	341.3	297.2	357.6	380.8	239.9	175.0	263.1	237.4
	45～49	315.2	-	359.0	285.4	206.2	195.7	268.1	179.6
	50～54	327.5	316.2	381.3	324.2	239.6	275.2	255.1	196.7
	55～59	305.2	-	349.9	290.6	248.2	216.0	249.3	266.2
	60～64	321.7	159.2	207.4	349.2	227.5	195.2	159.3	236.4
	65～69	281.7	193.7	357.3	257.6	200.5	179.1	162.1	226.9
	70歳～	201.8	198.7	204.8	201.9	177.4	-	173.7	180.3
生活関連サ ービス業・ 娯楽業	年齢計	293.9	300.7	296.4	287.9	227.5	243.8	212.2	239.6
	～19歳	170.9	-	170.9	-	174.7	190.1	165.9	187.2
	20～24	220.8	182.4	256.2	201.4	204.6	209.6	194.1	227.7
	25～29	231.2	226.6	252.4	194.9	211.1	246.5	198.8	186.6
	30～34	269.9	267.2	293.8	237.3	221.2	261.9	211.3	213.9
	35～39	337.3	299.3	354.7	324.9	237.5	281.1	219.0	230.4
	40～44	305.9	367.4	294.7	310.2	309.3	225.2	761.6	293.2
	45～49	316.6	345.3	324.5	301.6	256.0	287.0	234.5	258.0
	50～54	355.8	396.7	393.6	294.8	217.3	197.6	216.1	223.6
	55～59	326.3	300.4	288.5	355.5	231.4	-	214.0	252.9
	60～64	286.5	411.6	230.2	292.9	233.7	257.8	228.4	215.4
	65～69	220.3	188.9	202.5	232.6	209.0	231.5	185.2	-
	70歳～	203.4	196.8	165.3	240.4	181.6	176.4	167.6	214.3
教育・学 習支援業	年齢計	395.1	431.8	437.2	308.5	293.1	340.5	325.8	260.5
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	231.5	243.2	224.3	-	223.5	-	234.9	222.6
	25～29	284.6	312.4	310.0	236.3	236.1	299.0	224.0	236.8
	30～34	334.1	398.1	301.8	281.5	281.1	367.1	234.4	259.0
	35～39	366.3	408.1	358.8	299.5	303.5	393.5	317.0	266.9
	40～44	406.8	504.5	410.3	338.9	265.7	271.1	279.7	246.7
	45～49	438.9	507.6	493.4	340.8	360.7	438.2	364.0	312.0
	50～54	440.9	548.7	426.0	380.5	319.1	270.3	387.3	272.7
	55～59	474.2	470.5	523.4	336.7	358.7	334.9	406.7	338.6
	60～64	395.9	213.2	468.7	281.2	343.1	304.5	387.0	291.4
	65～69	420.9	-	519.8	238.5	367.0	-	453.5	309.2
	70歳～	331.5	-	528.3	257.5	406.9	-	-	406.9

産業 年齢階級		男				女			
		企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人	企業 規模計 (10人以上)	1000人 以上	100～ 999人	10～99人
医療・ 福祉	年齢計	293.0	281.3	290.3	298.4	252.1	241.7	265.5	243.8
	～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～24	231.7	230.8	249.0	211.7	216.9	248.0	207.3	211.3
	25～29	284.0	280.2	289.9	275.8	259.6	265.6	282.6	235.5
	30～34	269.6	324.6	264.2	265.0	253.1	243.1	280.4	240.0
	35～39	291.3	250.0	283.7	356.4	255.9	326.6	252.4	248.6
	40～44	310.0	330.3	293.8	307.0	261.7	195.2	285.6	246.0
	45～49	313.1	233.4	304.4	336.0	250.6	276.3	260.0	239.0
	50～54	370.2	310.4	461.9	267.5	249.1	214.3	292.2	226.2
	55～59	338.1	-	288.4	353.6	261.9	153.5	282.2	251.6
	60～64	249.1	191.1	206.5	265.3	259.7	331.6	242.7	268.4
	65～69	263.2	-	-	263.2	265.9	184.9	-	293.2
	70歳～	180.0	-	180.0	-	205.4	-	197.3	288.1
複合サー ビス事業	年齢計	318.6	315.2	325.0	-	195.2	264.0	177.1	-
	～19歳	-	-	-	-	177.9	-	177.9	-
	20～24	215.9	216.7	214.3	-	193.9	185.4	197.6	-
	25～29	244.8	250.4	222.7	-	178.6	-	178.6	-
	30～34	271.9	273.7	252.8	-	200.0	255.0	170.3	-
	35～39	274.5	270.2	281.4	-	178.1	248.2	169.3	-
	40～44	350.0	352.0	347.4	-	249.1	249.1	249.1	-
	45～49	400.3	398.3	405.5	-	219.8	223.9	219.2	-
	50～54	404.1	392.7	417.1	-	209.4	254.9	194.1	-
	55～59	383.0	332.2	498.7	-	207.3	306.6	173.6	-
	60～64	233.7	274.6	184.1	-	182.6	199.3	169.6	-
	65～69	282.5	282.5	-	-	150.9	249.9	142.0	-
	70歳～	-	-	-	-	152.8	-	152.8	-
サー ビス業 (他に分類 されないもの)	年齢計	269.3	269.1	250.8	290.3	201.6	165.6	206.8	221.2
	～19歳	190.6	-	190.6	-	-	-	-	-
	20～24	208.5	221.2	206.7	225.4	193.1	162.3	196.9	204.8
	25～29	224.8	298.7	217.3	248.4	194.5	166.5	200.9	194.4
	30～34	260.1	271.3	236.7	278.5	211.8	189.6	223.7	201.1
	35～39	263.1	262.5	242.4	284.6	208.6	181.5	244.5	197.9
	40～44	287.9	279.2	297.5	281.8	204.0	158.4	203.1	234.6
	45～49	299.9	338.8	272.3	318.4	218.4	189.1	198.4	245.0
	50～54	305.0	315.2	292.6	314.5	202.6	175.6	195.5	247.1
	55～59	292.4	258.9	288.2	311.0	208.8	169.0	203.9	234.8
	60～64	284.1	287.4	256.8	297.5	221.7	148.2	260.9	221.7
	65～69	224.7	236.8	226.4	214.9	210.6	290.2	183.6	160.1
	70歳～	217.4	193.4	233.2	212.6	143.8	136.7	168.0	-

産業別常用労働者の1か月当たりの定期給与等（山梨県・事業所規模5人以上）〔第11表〕

産 業	現金給与総額		前年比 (%)	きまって支給する給与 特別に支払われた給与		総実労働時間		所定外労働時間		* 時間単価	
	令和4年 (円)	令和5年 (円)		令和4年 (円)	令和5年 (円)	令和4年 (時間)	令和5年 (時間)	令和4年 (時間)	令和5年 (時間)	令和4年 (円)	令和5年 (円)
産 業 計	297,317	300,565	1.1	246,143	250,496	139.0	137.4	11.4	11.0	1,735	1,787
建 設 業	383,682	406,767	6.1	330,844	350,141	167.6	167.1	15.9	17.6	1,928	2,042
製 造 業	377,511	384,432	1.5	288,226	295,319	156.1	157.9	16.6	14.9	1,799	1,827
情報通信業	411,495	397,638	-3.9	326,780	329,900	165.7	160.2	16.3	10.4	1,925	2,026
運輸業,郵便業	332,943	354,096	6.5	299,591	329,927	175.7	188.9	23.7	33.3	1,650	1,673
卸売業,小売業	197,301	202,629	2.4	171,979	182,315	122.2	117.2	6.3	5.8	1,389	1,537
金融業,保険業	413,106	452,916	9.1	317,688	339,098	137.3	140.5	7.4	8.4	2,283	2,378
学術研究,専門・技術サービス業	389,700	426,948	10.2	314,642	330,396	144.6	146.1	10.6	12.6	2,137	2,214
宿泊業,飲食サービス業	139,221	132,787	-4.2	129,960	126,755	98.1	100.8	3.6	7.1	1,313	1,236
生活関連サービス業,娯楽業	223,690	127,215	-43.1	212,406	117,791	140.6	89.1	21.9	3.0	1,454	1,311
教育,学習支援業	421,041	408,913	-2.8	321,096	317,398	142.0	145.8	14.8	14.2	2,204	2,125
医療,福祉	317,157	335,057	5.6	264,265	281,316	139.1	140.0	6.8	7.6	1,877	1,982
複合サービス事業	342,484	344,933	0.7	292,653	287,189	148.4	146.0	9.0	7.9	1,943	1,941
サービス業 (他に分類されないもの)	233,114	222,151	-5.0	209,804	200,352	135.9	130.3	8.6	7.9	1,520	1,515

* 時間単価は、きまって支給する給与/(実労働時間+所定外労働×0.25)で計算し、円位未満を四捨五入した。

* 「常用労働者」とは、期間を定めず、または一か月を超える期間を定めて雇用される者である。

資料出所：毎月勤労統計調査

産業別きまって支給する現金給与額等

産業別きまって支給する現金給与額(令和5年企業規模計、男女計、山梨県)〔第12表〕

区 分 産 業	年 齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時間)	超 過 実労働 時間数 (時間)	きまって支給する		年間賞与と その他特別給 与額(千円)
					現金給与額 (千円)	所定内給与額 (千円)	
産業計	45.3	12.3	167	12	319.8	292.2	867.6
建設業	47.0	11.7	173	11	383.3	354.4	697.5
製造業	44.5	15.0	165	13	337.5	305.9	1361.7
運輸業、郵便業	47.1	10.5	175	36	326.6	252.8	432.7
卸売業、小売業	44.7	12.3	170	7	286.0	269.2	568.3
金融業、保険業	45.8	16.1	152	8	340.4	322.4	996.1
宿泊業、飲食サービス業	45.6	8.0	170	14	280.4	255.1	251.7
医療・福祉	45.3	8.6	164	7	283.3	265.8	611.8
サービス業(他に分類されないもの)	48.1	8.4	167	9	260.9	245.1	351.5

資料出所：賃金構造基本統計調査

産業別に見た賃金額及び労働時間(令和5年6月、山梨県)〔第13表〕

項 目 産 業	年 度	第1・20分位数		第1・10分位数		第1・4分位数		中位数		時間当たり 平均賃金額		月1人当たり 労働時間数	
		金額 (円)	対前 年上 昇率 (%)	金額 (円)	対前 年上 昇率 (%)	金額 (円)	対前 年上 昇率 (%)	金額 (円)	対前 年上 昇率 (%)	金額 (円)	対前 年上 昇率 (%)	時間	対前 年上 昇率 (%)
		地域別最賃適用 (産業・規模計)	4	870	3.6	880	3.5	930	2.3	1,151	5.7	1,322	3.4
	5	900	3.4	900	2.3	970	4.3	1,167	1.4	1,341	1.4	133	-4.3
製造業	4	870	3.6	890	4.5	965	1.6	1,185	-0.6	1,316	-1.6	162	3.2
	5	900	3.4	930	4.5	1,070	10.9	1,306	10.2	1,443	9.7	158	-2.5
卸・小売	4	870	3.6	870	2.4	905	2.8	1,116	6.3	1,319	2.9	137	3.8
	5	900	3.4	900	3.4	940	3.9	1,100	-1.4	1,329	0.8	130	-5.1
宿泊、 飲食サービス業	4	870	3.8	870	3.6	900	3.4	980	3.2	1,125	11.3	115	22.3
	5	900	3.4	900	3.4	915	1.7	980	0.0	1,064	-5.4	94	-18.3
生活関連サービス・ 娯楽業	4	866	3.1	870	2.4	900	-1.1	957	-5.2	1,155	0.3	120	-7.0
	5	898	3.7	900	3.4	940	4.4	1,050	9.7	1,226	6.1	113	-5.8
医療・福祉	4	886	0.7	914	0.6	1,042	2.3	1,283	3.6	1,402	-0.4	140	4.5
	5	910	2.7	947	3.6	1,041	-0.1	1,250	-2.6	1,392	-0.7	136	-2.9
その他の サービス業	4	900	8.0	955	5.1	1,174	10.2	1,544	23.5	1,613	11.7	149	-1.3
	5	900	0.0	916	-4.1	1,000	-14.8	1,254	-18.8	1,445	-10.4	136	-8.7

資料出所：最低賃金に関する基礎調査(山梨労働局)

第1・20分位数 ... 労働者を賃金の低い者から高い者へと並べ、二十等分し、低い方から最初の節の者の賃金
 第1・10分位数 ... " 十等分 "

第1・4分位数 ... " 四等分 "

中位数 ... " 二等分し、真ん中の節の者の賃金

規模別きまって支給する現金給与額等

規模別(令和5年6月、山梨県) [第14表]

区 分 規 模	年 齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時間)	超過 実労働 時間数 (時間)	きまって支給する		年間賞与 その他 特別給与額 (千円)
					現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	
企業規模計(10人以上)	45.3	12.3	167	12	319.8	292.2	867.6
10～99人	46.4	10.7	171	11	300.9	277.4	509.4
100～999人	44.9	13.0	166	12	316.8	289.2	872.8
1000人以上	43.9	14.0	160	15	358.7	323.4	1507.6

資料出所:賃金構造基本統計調査

きまって支給する給与の前年同月比較(指数)

事業所規模5人以上 [第15表]

区 分 年 月	山梨(名目)		全国(名目)		山梨(実質)		全国(実質)	
	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率
令和元年	101.0	0.3	100.7	-0.2	100.5	-0.5	100.7	-0.8
令和2年	100.0	-1.0	100.0	-0.7	100.0	-0.4	100.0	-0.7
令和3年	102.1	2.1	100.5	0.5	102.2	2.2	100.8	0.8
令和4年	101.3	-0.8	101.9	1.4	98.4	-3.7	99.2	-1.6
令和5年	103.1	1.8	103.0	1.1	96.4	-2.0	96.6	-2.6
令和5年1月	98.6	-1.2	101.4	0.9	93.5	-5.7	96.1	-4.0
令和5年2月	100.3	0.3	101.5	0.9	95.5	-3.5	96.9	-2.9
令和5年3月	102.5	2.0	102.5	0.5	97.2	-1.8	97.4	-3.3
令和5年4月	103.5	2.0	104.0	0.8	97.5	-2.0	98.1	-3.3
令和5年5月	101.4	2.5	103.0	1.6	95.4	-1.3	97.2	-2.1
令和5年6月	103.6	2.9	103.7	1.4	97.3	-1.1	97.7	-2.5
令和5年7月	104.4	1.8	103.5	1.3	97.7	-1.9	97.0	-2.5
令和5年8月	104.6	2.5	102.6	1.2	97.7	-0.9	95.9	-2.4
令和5年9月	104.5	3.0	103.0	0.9	96.9	-0.8	96.0	-2.6
令和5年10月	104.7	3.3	103.7	1.2	96.2	-0.6	95.7	-2.6
令和5年11月	103.3	0.9	103.6	1.0	95.1	-2.4	95.8	-2.3
令和5年12月	105.5	1.2	103.7	1.2	97.4	-1.7	96.0	-1.7

事業所規模30人以上 [第16表]

区 分 年 月	山梨(名目)		全国(名目)		山梨(実質)		全国(実質)	
	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率	産業計	対前年 増減率
令和元年	100.0	-3.0	101.0	0.1	99.5	-3.8	101.0	-0.5
令和2年	100.0	0.1	100.0	-1.1	100.0	0.6	100.0	-1.1
令和3年	102.7	2.7	101.2	1.2	102.8	2.8	101.5	1.5
令和4年	103.0	0.3	103.6	2.4	100.1	-2.6	100.9	-0.6
令和5年	105.6	2.5	105.3	1.6	98.8	-1.3	98.8	-2.1
令和5年1月	103.3	0.7	103.7	1.7	97.9	-3.9	98.3	-3.2
令和5年2月	104.3	1.5	103.6	1.4	99.3	-2.5	98.9	-2.5
令和5年3月	105.4	2.8	104.7	1.0	100.0	-1.0	99.5	-2.8
令和5年4月	107.3	4.0	106.1	1.0	101.1	-0.1	100.1	-3.0
令和5年5月	104.3	2.7	105.0	2.1	98.1	-1.2	99.1	-1.6
令和5年6月	107.2	3.9	105.6	1.8	100.7	-0.2	99.5	-2.1
令和5年7月	106.2	2.5	105.7	2.0	99.3	-1.3	99.1	-1.8
令和5年8月	105.5	2.9	104.9	1.8	98.5	-0.5	98.0	-1.8
令和5年9月	105.3	2.3	105.3	1.5	97.7	-1.3	98.1	-2.0
令和5年10月	105.9	1.9	106.1	1.8	97.3	-1.9	97.9	-2.0
令和5年11月	105.2	2.2	106.1	1.7	96.9	-1.0	98.1	-1.6
令和5年12月	106.8	3.0	106.2	1.7	98.6	-0.1	98.3	-1.2

(注) 平成27年の平均を100とした場合の指数。実質指数とは、平成27年の物価を基準として評価するため、消費者物価指数を使用して物価変動による影響を除去したものである。

資料出所:毎月勤労統計調査

令和5年 山梨県の職種・性別きまって支給する現金給与額、
 所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(男性、産業計、企業規模計)

[第17表]

職 種	年 齢	勤続 年数	所定内実労 働時間数	超過実労 働時間数	きまって支給する		年間賞与その 他特別給与額
					現金 給与額	所定内 給与額	
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
管理的職業従事者	52.1	23.3	170	4	524.9	513.7	2294.7
研究者	34.4	9.6	162	36	566.0	457.5	5150.7
電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	38.1	11.2	156	22	409.2	349.2	3116.8
機械技術者	45.6	21.4	158	16	403.3	354.9	1113.0
輸送用機器技術者	43.6	20.5	164	12	410.6	374.2	1721.6
化学技術者	42.2	14.2	156	17	443.7	399.9	1948.7
建築技術者	47.8	15.2	169	12	428.8	401.9	1276.4
土木技術者	51.4	11.3	174	10	438.0	411.3	624.0
システムコンサルタント・設計者	48.1	20.5	175	9	368.2	349.0	1032.9
ソフトウェア作成者	37.9	12.8	167	9	338.0	309.2	1329.8
医師	40.4	3.7	146	25	990.9	722.0	495.2
薬剤師	35.3	4.8	168	22	480.2	423.2	1076.6
看護師	35.9	8.7	154	20	443.2	330.5	974.6
准看護師	-	-	-	-	-	-	-
診療放射線技師	39.0	8.1	161	37	460.0	379.8	946.8
理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士	36.9	5.8	169	3	330.3	320.8	510.1
保育士	49.6	11.3	169	0	296.7	296.7	595.4
公認会計士, 税理士	59.5	25.8	162	0	946.7	946.7	3965.3
高等学校教員	46.1	16.1	168	2	417.8	414.1	1205.8
大学教授(高専含む)	57.4	13.0	173	0	583.4	582.4	1925.6
大学准教授(高専含む)	47.2	13.4	172	0	487.2	487.2	2129.0
大学講師・助教(高専含む)	40.4	4.2	170	7	448.5	419.4	823.1
著述家, 記者, 編集者	42.2	18.0	155	3	444.8	380.2	1138.7
デザイナー	49.0	21.8	164	2	269.5	266.7	463.4
個人教師	44.1	17.4	181	5	330.5	316.8	189.9
庶務・人事事務員	41.3	12.1	164	15	350.5	316.7	1331.3
企画事務員	40.9	9.8	167	7	333.2	315.1	886.2
電話応接事務員	49.4	4.8	166	3	229.3	223.8	223.8
総合事務員	45.6	12.4	160	12	365.0	330.3	795.1
その他の一般事務従事者	44.6	16.3	153	16	400.4	356.3	1444.1
会計事務従事者	42.9	15.9	165	9	344.9	324.3	1253.6
生産関連事務従事者	46.2	16.5	165	16	378.3	339.1	1934.6
営業・販売事務従事者	45.3	17.3	167	7	438.1	423.5	3094.9
運輸・郵便事務従事者	53.0	17.3	164	24	354.0	309.9	754.3
事務用機器操作員	48.6	10.3	176	16	269.6	242.2	700.3
販売店員	40.9	11.3	171	12	296.8	265.0	546.3
販売類似職業従事者	40.1	6.8	160	31	376.2	319.1	656.2
機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)	43.3	16.5	171	10	358.1	336.5	1266.1
金融営業職業従事者	36.4	12.7	157	13	466.2	425.2	1512.4
保険営業職業従事者	46.1	11.6	163	1	340.5	336.7	330.2
その他の営業職業従事者	43.8	13.7	172	10	360.2	332.0	1048.1
介護職員(医療・福祉施設等)	41.7	8.2	165	5	276.2	263.8	593.9
訪問介護従事者	38.0	5.5	160	5	226.8	220.1	413.0
看護助手	44.5	13.8	155	1	255.6	253.1	19.0
理容・美容師	37.5	9.5	176	0	600.0	600.0	1000.0
飲食物調理従事者	49.0	8.8	170	15	301.7	273.1	295.8
飲食物給仕従事者	37.2	8.8	171	17	298.1	267.8	653.7
娯楽場等接客員	42.6	9.3	164	10	304.6	285.0	483.8
警備員	43.3	7.3	169	23	278.9	236.7	201.9
その他の保安職業従事者	62.1	9.6	168	7	251.1	239.0	42.5
金属工作機械作業従事者	43.8	17.0	155	14	319.5	288.7	919.1
化学製品製造従事者	39.5	11.6	155	10	345.6	319.4	1271.5
食料品・飲料・たばこ製造従事者	40.6	10.7	164	14	311.5	266.1	723.8
紡織・衣服・繊維製品製造従事者	53.9	21.4	165	11	261.1	240.3	593.7
木・紙製品製造従事者	45.4	12.3	172	19	277.2	245.5	584.2
印刷・製本従事者	40.5	11.4	165	18	293.4	255.3	470.2
ゴム・プラスチック製品製造従事者	46.6	17.9	171	15	322.6	282.1	196.4
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	43.8	14.1	166	21	364.0	312.0	1113.8
電気機械器具組立従事者	43.0	16.8	162	10	321.6	293.6	1370.8
自動車組立従事者	50.7	6.9	174	5	222.3	214.0	104.0
製品検査従事者(金属製品)	43.1	12.2	169	21	307.4	263.9	742.0
製品検査従事者(金属製品を除く)	48.6	17.3	163	21	345.1	294.9	992.4
機械検査従事者	43.7	8.8	169	20	291.7	256.0	522.8
営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	47.0	10.4	175	30	330.9	268.6	583.8
ビル・建物清掃員	53.5	9.6	174	2	222.2	218.9	234.7
清掃員(ビル・建物を除く), 廃棄物処理従事者	56.7	10.8	165	5	258.2	244.8	451.2
包装従事者	47.4	9.7	165	5	248.9	238.5	672.6

資料出所:賃金構造基本統計調査

令和5年 山梨県の職種・性別きまって支給する現金給与額、
所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(女性、産業計、企業規模計)

(第17表)

職 種	年齢	勤続 年数	所定内実労 働時間数	超過実労 働時間数	きまって支給する		年間賞与その 他特別給与額
					現金 給与額	所定内 給与額	
	歳	年	時間	時間	千円	千円	千円
管理的職業従事者	50.9	19.3	163	4	413.5	403.1	1319.9
研究者	37.6	10.8	154	43	478.8	335.2	2885.0
電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	35.1	8.1	155	16	322.6	287.6	2167.6
機械技術者	42.0	18.6	162	14	304.5	265.9	648.5
化学技術者	42.3	11.9	148	24	347.3	289.5	1130.9
建築技術者	39.4	12.2	175	19	311.1	271.9	1039.5
土木技術者	41.7	11.2	164	6	301.0	289.5	1107.1
システムコンサルタント・設計者	-	-	-	-	-	-	-
ソフトウェア作成者	34.5	12.0	166	9	282.3	256.2	1118.4
その他の情報処理・通信技術者	30.3	8.7	146	29	285.3	233.7	1230.9
医師	28.5	0.5	183	64	766.3	486.8	309.3
薬剤師	32.9	4.6	166	35	358.3	286.0	928.9
看護師	40.0	9.1	153	20	385.3	323.8	772.6
准看護師	56.2	6.4	164	1	261.9	260.9	473.6
診療放射線技師	27.0	4.5	165	22	294.8	262.6	592.2
理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士	37.1	11.7	167	0	284.8	284.3	998.7
歯科衛生士	-	-	-	-	-	-	-
保育士	34.0	4.7	168	1	227.4	226.2	358.0
介護支援専門員(ケアマネージャー)	53.4	10.2	163	0	269.4	269.0	865.2
その他の社会福祉専門職業従事者	52.4	10.2	158	5	234.4	227.0	482.0
高等学校教員	41.2	13.0	164	1	345.8	344.1	1033.6
大学教授(高専含む)	56.7	12.1	171	0	519.6	519.6	1911.7
大学准教授(高専含む)	51.8	9.4	173	0	450.5	450.5	1602.2
大学講師・助教(高専含む)	38.5	5.0	172	3	413.9	401.1	716.4
著述家, 記者, 編集者	34.8	12.0	154	3	346.7	301.4	887.0
デザイナー	39.9	12.8	160	3	232.8	227.2	498.2
個人教師	40.8	9.8	179	0	282.8	282.8	262.6
庶務・人事事務員	46.8	12.6	166	7	254.8	244.5	533.7
企画事務員	44.4	14.8	164	8	294.0	276.9	784.3
電話応接事務員	43.4	6.5	156	12	225.6	202.9	262.8
総合事務員	43.3	9.9	163	7	258.6	246.1	631.9
その他の一般事務従事者	41.5	8.3	162	8	235.1	220.1	498.6
会計事務従事者	45.6	14.7	169	11	266.9	245.5	774.0
生産関連事務従事者	44.1	12.2	166	8	259.8	242.3	795.9
営業・販売事務従事者	38.8	11.1	168	6	258.1	242.3	928.4
運輸・郵便事務従事者	48.0	9.2	166	39	246.6	204.7	356.7
事務用機器操作員	49.2	9.9	169	1	171.6	170.7	342.3
販売店員	46.0	9.1	167	7	200.3	189.1	158.2
機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)	40.6	17.0	163	10	287.6	268.2	1396.7
金融営業職業従事者	38.7	13.6	152	28	326.8	279.6	1405.3
保険営業職業従事者	50.6	13.5	145	0	263.7	261.1	423.0
その他の営業職業従事者	37.5	9.0	170	10	288.9	272.3	1068.1
介護職員(医療・福祉施設等)	48.6	8.0	164	4	246.0	236.7	605.1
訪問介護従事者	50.9	8.4	163	12	266.7	245.3	565.1
看護助手	41.8	5.5	155	2	214.5	210.9	469.5
理容・美容師	33.7	6.8	175	0	300.0	295.0	341.8
飲食物調理従事者	54.5	9.5	161	29	232.5	188.5	50.5
飲食物給仕従事者	43.5	7.7	166	10	229.2	212.1	144.9
娯楽場等接客員	44.0	8.6	163	9	245.1	228.8	297.8
警備員	46.6	5.7	178	12	216.6	199.0	134.2
金属工作機械作業従事者	43.1	7.9	175	10	218.5	203.1	447.6
化学製品製造従事者	44.9	9.0	154	3	217.7	211.0	797.0
食料品・飲料・たばこ製造従事者	52.1	12.0	170	9	201.2	187.3	256.3
紡織・衣服・繊維製品製造従事者	50.0	14.1	171	23	220.4	189.8	204.8
木・紙製品製造従事者	46.1	12.8	160	3	192.9	188.4	454.6
印刷・製本従事者	40.9	8.5	164	15	243.9	219.5	455.0
ゴム・プラスチック製品製造従事者	47.1	5.2	150	8	188.0	176.3	117.8
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	42.7	7.8	174	6	203.1	194.2	207.0
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	51.0	12.2	160	4	221.1	213.0	502.5
電気機械器具組立従事者	45.4	12.7	159	8	232.0	218.9	660.9
製品検査従事者(金属製品)	48.7	12.3	170	12	220.7	201.4	414.3
製品検査従事者(金属製品を除く)	47.5	17.1	169	13	258.1	235.7	280.6
機械検査従事者	37.2	8.1	168	10	192.4	179.0	148.6
ビル・建物清掃員	60.8	8.9	163	5	163.0	156.6	22.1
清掃員(ビル・建物を除く), 廃棄物処理従事者	48.9	5.1	172	0	213.4	213.1	229.3
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	53.3	14.1	178	2	205.7	202.3	111.2

資料出所:賃金構造基本統計調査

新規学卒者の初任給額等(山梨県)

学歴別平均初任給額 [第18表]

(単位:円)

区分 年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	初任給額(円)	対前年比(%)	初任給額(円)	対前年比(%)	初任給額(円)	対前年比(%)	初任給額(円)	対前年比(%)
令和元年	169,042	2.5	180,229	2.1	180,353	2.0	198,260	0.5
令和2年	168,161	-0.5	177,618	-1.4	178,169	-1.2	195,459	-1.4
令和3年	169,735	0.9	179,884	1.3	181,087	1.6	200,613	2.6
令和4年	174,281	2.7	183,050	1.8	183,552	1.4	201,893	0.6
令和5年	181,610	4.2	190,590	4.1	190,830	4.0	207,736	2.9

資料出所: 甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

新規学卒者の初任給(単純平均) [第19表]

(単位:円)

区分 年	高卒		専門卒		短大卒		大卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
令和元年	168,930	164,500	178,581	190,000	191,288	-	206,250	230,000
令和2年	177,156	164,520	184,908	174,200	180,362	180,600	196,900	188,910
令和3年	177,387	165,370	180,215	183,125	189,125	183,500	211,313	204,702
令和4年	172,520	174,131	183,063	181,980	188,350	183,000	204,094	195,012
令和5年	173,081	173,500	190,727	190,013	177,750	-	205,521	203,447

資料出所: 山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

令和5年 業種別平均初任給額 [第20表]

(単位:円)

業種 区分	製造・加工業	卸・小売業	建設業	金融・保険業	サービス・飲食業	その他の業種
大学卒	208,479	205,146	209,779	206,929	208,007	196,182
短大卒	190,408	196,159	190,000	192,852	186,918	178,316
専門卒	190,907	193,627	188,636	175,000	188,833	176,391
高校卒	179,459	189,890	187,847	174,375	181,028	168,875

資料出所: 甲府商工会議所「新卒者初任給調査」

令和5年 従業員の規模別初任給(単純平均) [第21表]

(単位:円)

区分 従業員規模	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
1~9人	185,000	-	-	-	160,000	-	210,000	-
10~29人	140,000	173,250	193,400	-	-	-	187,000	-
30~99人	179,700	175,500	190,750	190,013	195,500	-	219,400	203,986
100~300人	173,340	170,000	184,000	-	-	-	205,575	202,100

資料出所: 山梨県中小企業団体中央会「労働事情実態調査」

令和5年 新規学卒者の所定内給与額(企業規模計) [第22表]

(単位:千円)

産業 区分		産業							
		製造業	情報通信業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	宿泊業、 飲食サービ ス業	医療、福祉	サービス業 (他に分類さ れないもの)
男性	高卒	194.7	-	189.5	-	-	185.1	-	190.6
	高専・短大卒	193.5	-	-	202.1	-	-	-	-
	大卒	255.4	237.1	210.0	227.6	204.9	-	-	246.5
	大学院 修士課程修了	274.3	-	-	-	-	-	-	-
女性	高卒	191.3	-	174.6	-	-	177.0	-	-
	高専・短大卒	197.8	-	-	-	-	-	189.7	-
	大卒	227.0	221.7	-	224.1	201.3	218.9	209.5	180.5
	大学院 修士課程修了	363.4	-	-	-	-	-	-	-

資料出所:賃金構造基本統計調査

山梨県の産業別パート労働者の比率

事業所規模5人以上〔第23表〕

産業	区分	令和3年平均			令和4年平均			令和5年平均		
		常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)
調査産業計		287,896	94,456	32.8	292,092	96,254	32.9	281,838	92,333	32.8
建設業		14,075	587	4.1	12,645	430	3.4	13,144	545	4.1
製造業		63,324	10,676	16.9	60,602	10,541	17.4	59,310	9,235	15.6
情報通信業		3,640	321	8.8	3,362	148	4.4	3,246	118	3.6
運輸業,郵便業		13,330	1,299	9.7	15,485	1,418	9.2	14,679	1,645	10.9
卸売業,小売業		51,121	33,132	64.8	49,021	29,484	60.1	45,658	25,911	56.7
金融業,保険業		6,635	1,284	19.3	6,315	1,209	19.1	6,083	778	12.8
宿泊業,飲食サービス業		28,744	21,161	73.6	33,387	22,935	68.7	30,870	19,188	62.3
教育,学習支援業		20,699	4,055	19.6	20,928	3,868	18.5	18,515	3,967	21.4
医療,福祉		45,108	11,330	25.1	47,133	11,264	23.9	46,849	11,499	24.5
複合サービス事業		5,052	1,266	25.1	3,913	920	23.5	3,893	595	15.3
サービス業(他に分類されないもの)		13,149	3,093	23.6	14,280	4,750	33.4	14,537	6,624	45.5

うち男性〔第24表〕

産業	区分	令和3年平均			令和4年平均			令和5年平均		
		常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)
調査産業計		150,588	25,296	16.7	149,508	23,604	15.8	146,422	26,537	18.1
建設業		11,014	244	2.2	10,480	27	0.3	11,131	229	2.1
製造業		42,919	2,327	5.4	41,215	2,650	6.4	41,498	2,694	6.5
情報通信業		2,307	74	3.2	1,997	8	0.4	2,180	18	0.8
運輸業,郵便業		11,404	645	5.7	14,192	924	6.5	12,645	511	4.1
卸売業,小売業		21,352	8,592	40.0	20,523	6,546	32.0	20,720	7,145	34.4
金融業,保険業		2,483	130	5.2	2,991	200	6.7	3,170	142	4.5
宿泊業,飲食サービス業		10,163	5,868	57.3	10,269	4,865	47.4	11,702	5,294	45.2
教育,学習支援業		9,867	1,376	13.8	8,578	1,146	13.4	7,937	1,363	17.1
医療,福祉		12,883	2,046	15.9	12,797	2,016	15.8	11,743	1,495	12.7
複合サービス事業		3,280	504	15.4	2,232	224	10.1	2,169	179	8.3
サービス業(他に分類されないもの)		8,401	913	10.9	8,642	1,674	19.6	8,308	2,543	30.7

うち女性〔第25表〕

産業	区分	令和3年平均			令和4年平均			令和5年平均		
		常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)	常用労働者数 (人)	内パートタイム労働者数(人)	比率(%)
調査産業計		137,308	69,160	50.4	142,584	72,650	50.9	135,417	65,796	48.6
建設業		3,060	343	11.1	2,166	403	18.7	2,012	316	15.9
製造業		20,405	8,349	40.8	19,388	7,891	40.7	17,812	6,541	36.7
情報通信業		1,340	247	18.5	1,365	140	10.2	1,065	100	9.4
運輸業,郵便業		1,928	654	33.5	1,294	494	38.5	2,034	1,134	49.0
卸売業,小売業		29,769	24,540	82.4	28,499	22,938	80.3	24,938	18,766	75.2
金融業,保険業		4,151	1,154	27.6	3,324	1,009	30.4	2,913	636	21.8
宿泊業,飲食サービス業		18,580	15,293	32.4	23,118	18,070	78.2	19,167	13,894	72.9
教育,学習支援業		10,831	2,679	24.8	12,351	2,722	22.0	10,577	2,604	24.8
医療,福祉		32,226	9,284	28.8	34,336	9,248	26.9	35,106	10,004	28.5
複合サービス事業		1,772	762	42.8	1,681	696	40.9	1,726	416	24.0
サービス業(他に分類されないもの)	新分類	4,746	2,180	46.2	5,637	3,076	54.6	6,230	4,081	65.1

資料出所:毎月勤労統計調査

山梨県の短時間労働者の賃金

山梨県の男性短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額〔第26表〕

(円)

企業規模	産 業	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
5人～9人	産業計	1,185	1,153	1,153	1,099	1,307	1,249
	製造業	1,096	1,105	1,107	986	1,198	2,209
	運輸業, 郵便業	1,302	1,662	1,475	1,155	1,475	1,217
	卸売業・小売業	1,318	972	988	1,170	1,325	1,084
	宿泊業, 飲食サービス業	919	909	1,212	1,004	992	997
	サービス業(他に分類されないもの)	1,072	1,507	1,215	739	1,269	1,172
企業規模計 (10人以上)	産業計	1,153	1,120	1,503	1,536	1,467	1,405
	製造業	1,166	1,261	1,403	1,296	1,456	1,410
	運輸業, 郵便業	1,224	1,121	1,073	1,241	1,517	1,207
	卸売業・小売業	1,082	1,050	1,337	1,092	1,374	1,149
	宿泊業, 飲食サービス業	936	1,130	1,100	1,105	1,104	1,066
	サービス業(他に分類されないもの)	1,033	1,074	1,217	1,176	1,269	1,301
全 国 企業規模計 (10人以上)	産業計	1,189	1,207	1,658	1,631	1,624	1,657
	製造業	1,230	1,252	1,472	1,321	1,387	1,317
	運輸業, 郵便業	1,260	1,276	1,407	1,296	1,339	1,425
	卸売業・小売業	1,068	1,085	1,160	1,118	1,168	1,268
	宿泊業, 飲食サービス業	1,033	1,052	1,177	1,278	1,115	1,141
	サービス業(他に分類されないもの)	1,202	1,188	1,339	1,297	1,278	1,306

山梨県の女性短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額〔第27表〕

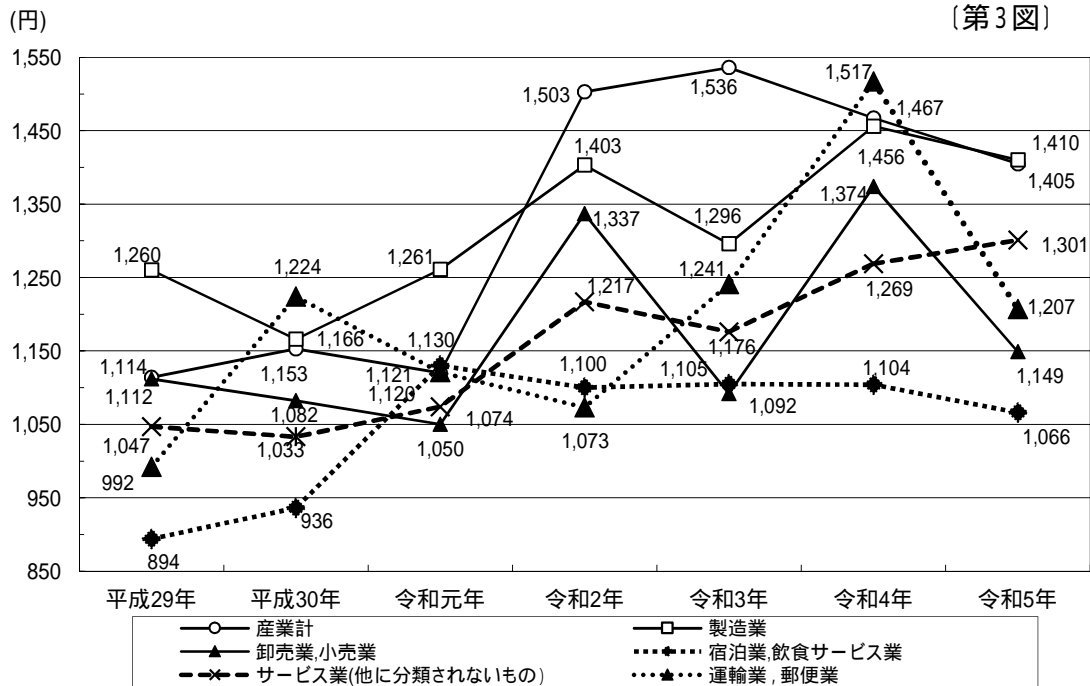
(円)

企業規模	産 業	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
5人～9人	産業計	1,084	1,184	1,053	1,249	1,131	1,146
	製造業	919	977	969	965	1,053	1,105
	運輸業, 郵便業	1,304	1,058	899	1,079	1,208	1,005
	卸売業・小売業	902	1,153	933	1,481	988	1,048
	宿泊業, 飲食サービス業	1,161	1,378	1,551	1,324	1,083	1,413
	サービス業(他に分類されないもの)	869	1,465	1,052	928	2,442	1,122
企業規模計 (10人以上)	産業計	1,033	1,058	1,240	1,219	1,189	1,271
	製造業	976	979	1,247	1,066	1,025	1,037
	運輸業, 郵便業	979	985	1,198	1,014	1,077	1,097
	卸売業・小売業	939	1,033	1,069	1,417	1,029	1,066
	宿泊業, 飲食サービス業	1,252	1,264	1,349	1,303	1,383	1,870
	サービス業(他に分類されないもの)	984	1,000	1,083	1,017	1,125	1,069
全 国 企業規模計 (10人以上)	産業計	1,105	1,127	1,321	1,290	1,270	1,312
	製造業	995	1,025	1,204	1,099	1,122	1,132
	運輸業, 郵便業	1,019	1,041	1,156	1,107	1,126	1,176
	卸売業・小売業	1,002	1,021	1,242	1,241	1,100	1,134
	宿泊業, 飲食サービス業	1,287	1,318	1,555	1,536	1,547	1,608
	サービス業(他に分類されないもの)	1,083	1,092	1,232	1,250	1,230	1,252

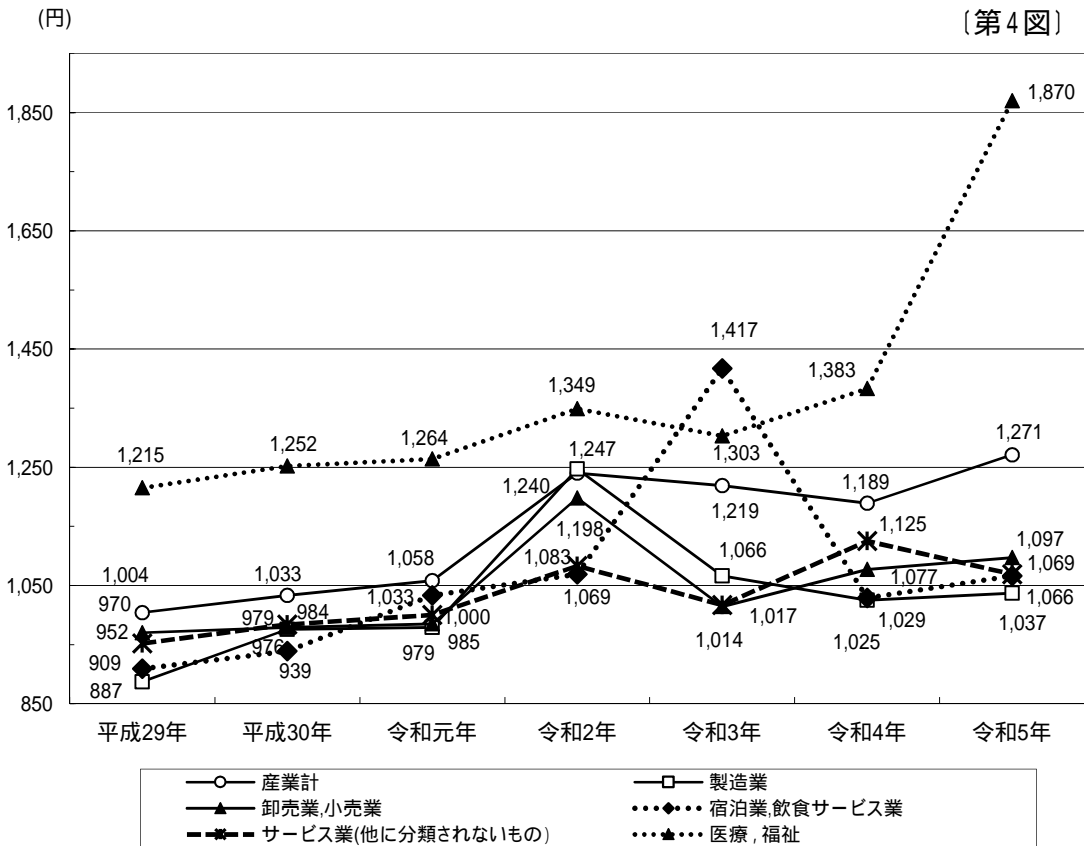
*「短時間労働者」とは、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い、又は1日の所定内労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいい、「パートタイム労働者と同じ定義である。

資料出所：賃金構造基本統計調査

山梨県の男性短時間労働者の産業別1時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）



山梨県の女性短時間労働者の産業別1時間当たりの所定内給与額の推移（企業規模計）



資料出所：賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の産業別1時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)

産業別 企業規模計 (第28表)

(円)

産業 年	産業計	製造業	卸売業、小売業	金融・保険業	宿泊業、 飲食サービス業	医療、福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)
平成27年	1,032	915	954	1,220	930	1,257	1,002
平成28年	1,054	945	965	1,234	943	1,258	1,080
平成29年	1,074	969	996	1,280	966	1,258	1,062
平成30年	1,105	995	1,019	1,355	1,002	1,287	1,083
令和元年	1,127	1,025	1,041	1,430	1,021	1,318	1,092
令和2年	1,321	1,204	1,156	1,481	1,242	1,555	1,232
令和3年	1,290	1,099	1,107	1,452	1,241	1,536	1,250
令和4年	1,270	1,122	1,126	1,497	1,100	1,547	1,230
令和5年	1,312	1,132	1,176	1,603	1,134	1,608	1,252

企業規模別 (第29表)

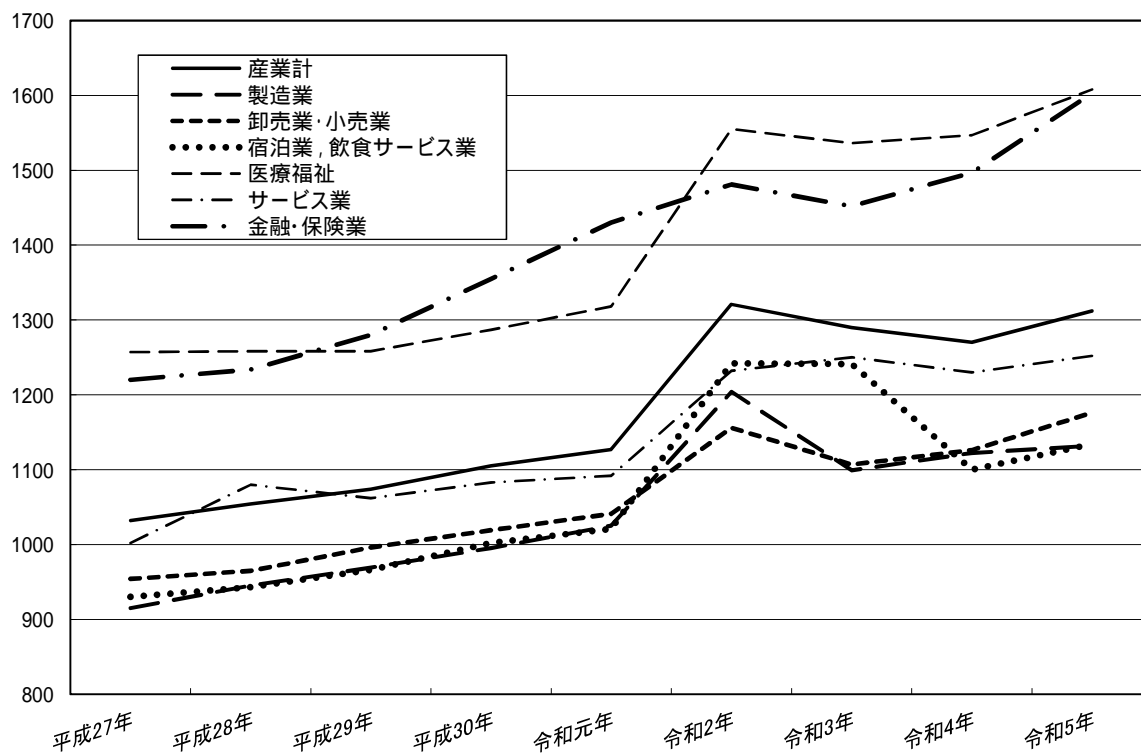
(円)

規模 年	規模計(10人以上)	1,000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
平成27年	1,032	1,025	1,045	1,032	1,077
平成28年	1,054	1,055	1,071	1,037	1,153
平成29年	1,074	1,077	1,092	1,055	992
平成30年	1,105	1,109	1,124	1,082	1,160
令和元年	1,127	1,131	1,133	1,115	1,192
令和2年	1,323	1,292	1,392	1,306	1,293
令和3年	1,290	1,263	1,359	1,274	1,272
令和4年	1,270	1,249	1,327	1,250	1,319
令和5年	1,312	1,287	1,381	1,291	1,283

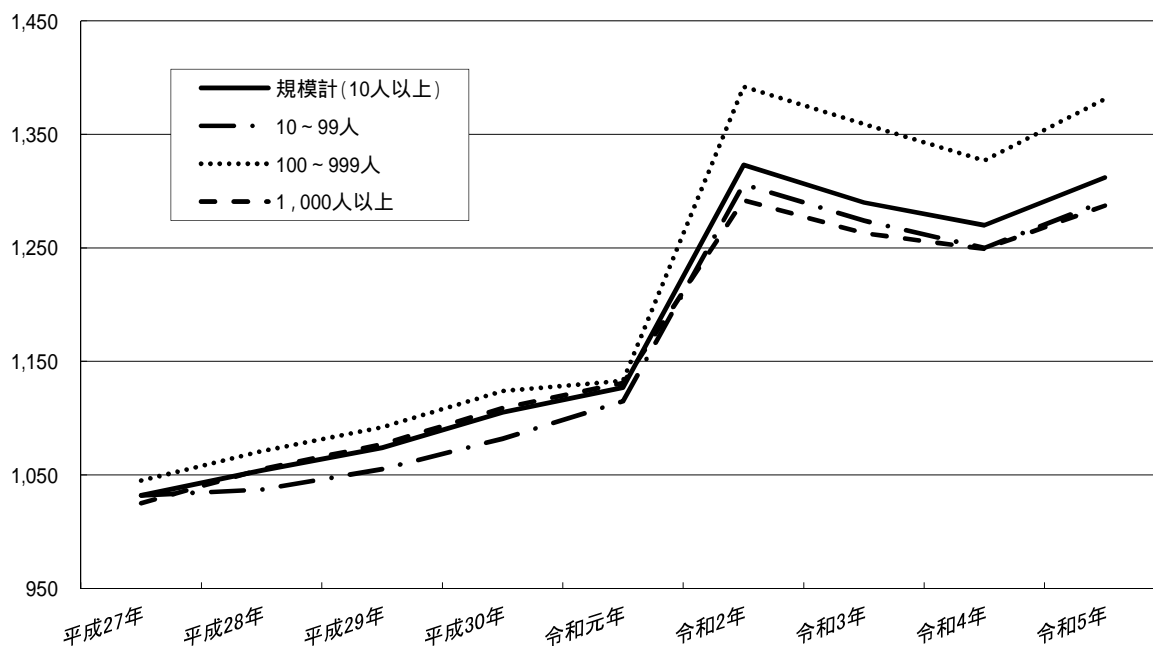
資料出所:賃金構造基本統計調査

女性短時間労働者の1時間当たりの平均所定内給与額の推移(全国)

(円) 産業別 [第5図]・[第28表]



(円) 企業規模別 [第6図]・[第29表]



資料出所:賃金構造基本統計調査

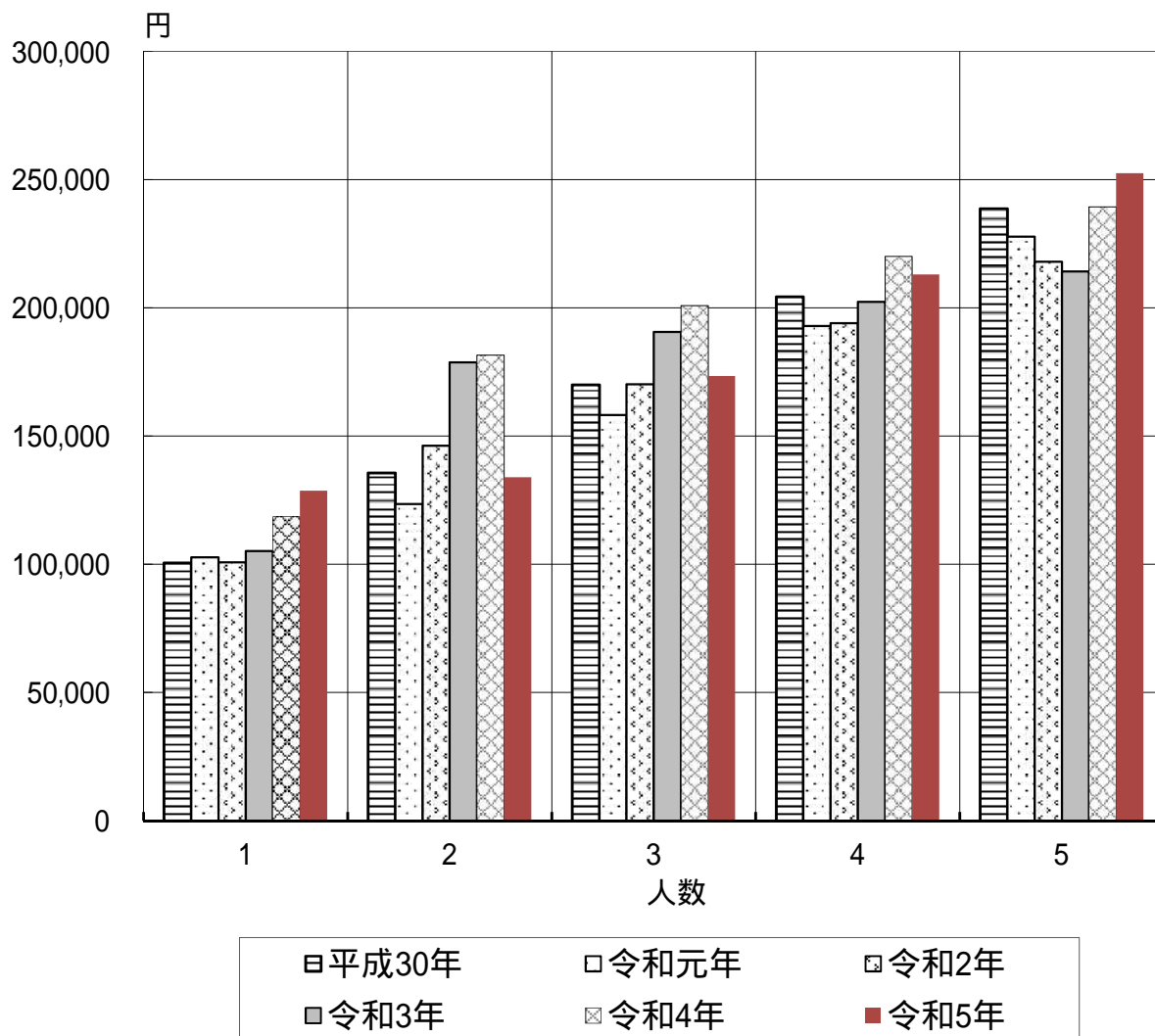
世帯人員別標準生計費

甲府市 〔第30表〕

(円)

年	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 26 年	120,910	187,290	207,780	228,290	248,790
平成 27 年	101,040	142,020	168,280	194,520	220,780
平成 28 年	143,060	193,750	209,700	225,650	241,610
平成 29 年	126,030	197,480	216,710	235,960	255,180
平成 30 年	100,440	135,610	169,960	204,300	238,660
令和 元年	102,690	123,450	158,190	192,910	227,670
令和 2 年	100,710	146,200	170,110	194,040	217,970
令和 3 年	105,140	178,700	190,530	202,350	214,180
令和 4 年	118,530	181,500	200,780	220,030	239,280
令和 5 年	128,580	133,820	173,360	212,910	252,460

〔第7図〕



資料出所:山梨県人事委員会

世帯人員別標準生計費

全 国 〔第31表〕

(円)

年 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 25 年	120,800	168,720	195,220	221,680	248,150
平成 26 年	121,200	179,580	199,600	219,630	239,660
平成 27 年	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580
平成 28 年	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
平成 29 年	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940
平成 30 年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
令和 元年	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720
令和 2 年	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640
令和 3 年	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790
令和 4 年	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
令和 5 年	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

資料出所: 人事院

東京都 〔第32表〕

(円)

年 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
平成 25 年	144,130	199,030	230,180	261,300	292,450
平成 26 年	142,150	204,760	226,250	247,750	269,260
平成 27 年	142,210	197,030	233,680	270,320	306,950
平成 28 年	139,590	203,550	235,800	268,060	300,310
平成 29 年	147,400	221,680	250,490	279,300	308,070
平成 30 年	153,910	192,730	244,370	296,040	347,690
令和 元年	135,850	153,100	197,090	241,080	285,080
令和 2 年	126,390	168,910	193,450	218,000	242,560
令和 3 年	136,010	230,240	246,680	263,130	279,590
令和 4 年	136,180	214,830	227,600	240,370	253,120
令和 5 年	143,780	148,540	202,320	256,100	309,860

資料出所: 東京都人事委員会

(注) 標準生計費とは、標準世帯が標準的な生活をするのにかかる1か月の費用を算定した

- 1人
- 2人 夫婦 (夫のみ就業)
- 3人 夫婦と子供1人(")
- 4人 夫婦と子供2人(")
- 5人 夫婦と子供3人(")

山梨県における最低賃金の概況

最低賃金制度の概要

1 目 的

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

最低賃金制度は、第一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的であるが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能等も期待され、国民経済の健全な発展に寄与することをねらいとしている。

2 決 定 方 法

最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されており、最低賃金審議会の調査審議に基づいて決定する審議会方式がとられている。

この審議会方式は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の産業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め(諮問)、その意見(答申)を尊重して決定するものである。

なお、最低賃金には地域別最低賃金と特定最低賃金とがあるが、後者は決定の申出があった場合、まず、その必要性の有無を審議し、必要性が有る場合は諮問することとされている。

最低賃金審議会においては、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議が行われ、地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て、最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。また、特定最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に地方最低賃金審議会の調査審議を経て最低賃金額の決定又は改正の答申が行われている。

最低賃金は、労働者の生計費 労働者の賃金 通常の事業の賃金支払能力の3つの要素を総合的に勘案して定めるものとされており、を考慮するに当たっては、労働者が文化的で最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

3 適 用 使 用 者 及 び 適 用 労 働 者

地域別最低賃金(都道府県名を冠して「山梨県最低賃金」と呼ぶ。)は、産業や職種にかかわらず県内の労働者を一人以上使用しているすべての使用者と、その事業場で働く常用・臨時・パートタイム労働者などすべての労働者に適用される。ただし、公務員等については一部適用が除外されている(第1表・第5表)。

また、特定最低賃金は、県内の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車・同附属品製造業」に働く労働者に適用されるが、一部の者は適用除外され、山梨県最低賃金の適用を受けることになる(第2表)。

なお、地域別と特定の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、その金額の高い方の最低賃金が適用されることになる。

4 対象賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られる。具体的には実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

一定期間の所定労働日において、遅刻、早退、欠勤等が一定回数以下の労働者に対して支払われる賃金(精皆勤手当など)

使用者が通勤費を補助するために通勤労働者に対して支払われる賃金(通勤手当など)

扶養家族のある労働者に対して支払われる賃金(家族手当など)

5 比較・換算

最低賃金は、平成14年から、時間額のみで示されているが、時間給制や月給制などの賃金制度に関係なく全ての労働者に適用される。

実際の賃金が最低賃金を上回っているかどうかを確認するには、上記の除外賃金を差し引いた賃金額と、適用される最低賃金額を次の方法で比較する。

時間給の場合 時間給 最低賃金

日給の場合 日給を1日の所定労働時間(日によって所定労働時間が異なる場合は1週間の1日平均所定労働時間)で除した金額 最低賃金

時間給、日給以外の場合 賃金額を時間当たりの金額に換算して比較

～ の組み合わせの場合 及び ・ の時間換算額を合算して最低賃金額と比較

6 最低賃金の減額の特例許可

最低賃金は、できるだけ広範囲の労働者に適用することが望ましいが、心身等の障害により著しく労働能力の低い人や試用期間中の人などのように、一般の労働者と労働能力などが異なるため、最低賃金を画一的に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある。そこで次の からに該当する場合に、使用者が労働局長の許可を受けたときは、労働能力その他の事情を考慮して最低賃金額から一定の減額率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するという制度が認められている。

減額の特例許可を受けようとする場合は、所定様式による申請書を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出することとされている。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

試の使用期間中の者

基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者

軽易な業務に従事する者

断続的労働に従事する者

山梨県内に適用されている最低賃金

地域別最低賃金

第1表

最低賃金 山梨県	時間額 (発効年月日)	適用の範囲
	938円 (05.10.1)	産業や職種に関わりなく、山梨県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 ただし、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金

第2表

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲 日本標準産業分類(平成25年10月改定)による	特定最低賃金から適用除外され、 地域別最低賃金が適用されるもの
電気機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、 情報通信機械器具製造業	997円 (05.12.16)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次のからの業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
自動車・同附属品製造業	971円 (05.12.10)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理・補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次のからの業務に従事する時間が当該労働者の月間総労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 清掃又は片付けの業務 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスクングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

< 産業分類決定上の留意事項 >

特定最低賃金の適用範囲は、それぞれの最低賃金決定の際に原則として日本標準産業分類を用いて定めている。
(別図1「特定最低賃金の適用業種」参照)

個別事業場の産業分類決定上留意すべき事項は次のとおりである。

日本標準産業分類における分類要素は、当該事業所の経済活動の種類によることを原則としているので、一事業所内での複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動(収入額または販売額の多いもの)によって決定する。

同一企業の工場・出張所等であっても、それが一つの事業と認められる限りその実態によって一事業所として決定する。

ただし、主として管理事務を行う本社、支社、出張所等は管理する全事業所を通じての主要な経済活動に着目して分類する(労働基準法の区分と異なる場合が多いので注意を要する。)

[例]電気機械器具の製造を行う企業について、本社・製造工場・販売店(家庭消費者に直接販売する)がそれぞれ別の場所にある場合、本社・製造工場は電気機械器具(等)製造業としての最低賃金が適用され、販売店は地域別最低賃金が適用される。

派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる都道府県にある場合、派遣元事業場と派遣先事業場とが異なる産業に属する場合には、派遣元事業場と派遣先事業場とで適用される最低賃金が異なることがあるが、いずれの場合であっても、派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用される。

会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)が中心の事業を行う、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L- 学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類する。

別図1 特定最低賃金の適用業種

日本標準産業分類

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

997 円

31 輸送用機械器具製造業

311 自動車・同附属品製造業

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

971 円

(注1) 平成25年10月改定の日本標準産業分類による。

(注2) 産業分類番号2桁は中分類、3桁は小分類を示す。

山梨県特定最低賃金が適用される主な産業

第3表

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類(令和6年4月1日施行)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
E280	管理, 補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
E281	電子デバイス製造業	
E2811	電子管製造業	真空管(通信用)、X線管、水銀整流管、光電管、バラスト管、マイクロ波管など
E2812	光電変換素子製造業	発光ダイオード、フォトカプラ、イントラプタなど
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなど
E2814	集積回路製造業	半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路、超小型構造集積回路
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	有機ELパネル、液晶素子
E282	電子部品製造業	
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	抵抗器(電力用を除く)、コンデンサ(電力用を除く)、変成器(電力用を除く)、電子機器用小型電源変圧器、電子機器用蓄電器など
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業	スピーカー部品、マイクロホン部品、イヤホン部品、ヘッドホン部品、磁気ヘッド、小型モーター(入力電力3ワット未満)
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	コネクタ(配線器具を除く)、スイッチ(配線器具及び電力用開閉器を除く)、リレー(電力用継電器及び遮断器を除く)
E283	記録メディア製造業	
E2831	半導体メモリメディア製造業	SDメモリーカード、メモリースティック、コンパクトフラッシュ
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	光ディスク、CD・R/RW、DVD・R/RW、磁気ディスク(以上については生のもの)、フレキシブルディスク、MQ、オーディオ用テープ、ビデオ用テープ、コンピューター用テープ
E284	電子回路製造業	
E2841	電子回路基板製造業	プリント配線板、モジュール基板、片面・両面・多層リジットプリント配線板
E2842	電子回路実装基板製造業	プリント配線実装基板、モジュール実装基板など
E285	ユニット部品製造業	
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	スイッチング電源、放送(通信)受信チューナユニット、分配・分岐・混合・分波・整合器、ブースタユニット、コンバータユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット、モジュレータユニットなど
E2859	その他のユニット部品製造業	紙幣識別ユニット、硬貨区分ユニット、液晶表示ユニットなど
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電力用を除く(整流器・ダイヤル・プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサなど)
L7282	純粋持株会社	
E29	電気機械器具製造業	
E290	管理, 補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	ターボゼネレータ、電動車両用モーター
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	変圧器(送配電用、機器用、シグナル用)、ネオン変圧器、計器用変成器、リアクトル、電圧調整器
E2913	電力開閉装置製造業	電力開閉装置 開閉器(電力用)、継電器(電力用)、遮断器

E2914	配電盤・電力制御装置製造業	制御装置(車両用を含む)、起動器・抵抗器(電力用のもの)
E2915	配線機器・配線附属品製造業	小形開閉器、点滅器、接触器、電球保持器、鉄道用配線器具、パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズ、電線管接続附属品、ベル用変圧器、プラスチック製差込プラグ、スイッチ
E292	産業用電気機械器具製造業	
E2921	電気溶接機製造業	電弧溶接機、抵抗溶接機、電極保持具(溶接用)
E2922	内燃機関電装品製造業	スターターモータ(自動車・航空機用)、航空機用電装品、点火せん・点火装置(内燃機関用)、電動機・発電機(内燃機関用)、電気式始動機、セルモータ、点火せん用結線装置など
E2923	電気炉・電熱装置製造業	
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、運搬用を含む)	蓄電器(電子機器用を除く)、はんだごて(電気式)、電磁石、整流器(電力用)、赤外線乾燥装置など
E293	民生用電気機械器具製造業	
E2931	ちゅう房機器製造業	電子レンジ、クッキングヒーター(電気式のもの)、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、電気ポット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫など
E2932	空調・住宅関連機器製造業	扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機など
E2933	衣料衛生関連機器製造業	家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナーなど
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業	電気ストーブ、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気かみそり、電気マッサージ器具、ヘアドライヤ、家庭用生ごみ処理機など
E294	電球・電気照明器具製造業	
E2941	電球製造業	白熱電球、蛍光灯、写真フラッシュ用電球など
E2942	電気照明器具製造業	
E295	電池製造業	
E2951	蓄電池製造業	蓄電池、ニッケルカドミウム蓄電池、リチウムイオン乾電池、鉛蓄電池
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	水銀電池、アルカリ電池
E296	電子応用装置製造業	
E2961	X線装置製造業	医療用・歯科用X線装置、X線探傷機など
E2962	医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置(循環器用、腹部用を含む)、超音波ドブラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置、高周波・低周波治療器レーザー応用治療装置など
E2969	その他の電子応用装置製造業	粒子加速装置、放射性物質応用装置、高周波電力応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、レーザー装置、電子顕微鏡、水中聴音装置、高周波ミシン、電子応用測定装置(医療用を除く)など
E297	電気計測器製造業	
E2971	電気計測器製造業	電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計など
E2972	工業計器製造業	温度自動調節装置、圧力自動調節装置、流体自動調節装置、流体組成自動調節装置、液面調節装置、自動燃焼調節装置、ガス制御装置など
E2973	医療用計測器製造業	体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置、心電・脳波・筋電等検査用モニタ、集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置、呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器、臨床化学検査機器、血液検査機器、心電計など
E299	その他の電気機械器具製造業	電球用口金、導入線、永久磁石など
L7282	純粋持株会社	
E30	情報通信機械器具製造業	
E300	管理，補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)	
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	

E3011	有線通信機械器具製造業	電話機、交換装置機、電信機、ファクシミリ、搬送装置
E3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	スマートフォン、携帯電話機、PHS電話機
E3013	無線通信機械器具製造業	ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置、放送用テレビカメラ、無線送信機器、無線受信機器、ロラン装置、レーダ、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置、GPS装置、カーナビゲーションシステムなど
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	ラジオ受信機・テレビジョン受信機
E3015	交通信号保安装置製造業	電気信号装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	火災警報装置、盗難警報装置、発光信号装置、通報信号装置
E302	映像・音響機械器具製造業	
E3021	ビデオ機器製造業	磁気録画装置、画像再生装置、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、防犯カメラなど
E3022	デジタルカメラ製造業	デジタルカメラ
E3023	電気音響機械器具製造業	ステレオ、ICレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、ヘッドホン、補聴器、マイクロホンなど
E303	電子計算機・同附属装置製造業	
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	ハイブリッド形電子計算機、デジタル形電子計算機、電子会計機、半導体設計用装置
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	パーソナルコンピュータ
E3033	外部記憶装置製造業	磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置、内蔵型HDD、DVDマルチメディアドライブなど
E3034	印刷装置製造業	ラインプリンタ、ページプリンタ、プロッタ
E3035	表示装置製造業	CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ
E3039	その他の附属装置製造業	スキャナー、現金自動預け払い機、スキャナー、端末装置、その他の入力装置など
L7282	純粋持株会社	

第4表

自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E31	輸送用機械器具製造業	
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所(E31輸送用機械器具製造業)	自動車・同附属品製造業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る。
E311	自動車・同附属品製造業	
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立バス完成車(主として車体架装を行うものを除く) 電気自動車
E3112	自動車車体・附随車製造業	乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシーの組付け
E3113	自動車部分品・附属品製造業	自動車用エンジン、ブレーキ、クラッチ、ラジエータ、変速機、トランスミッション、車輪、ワイパー、オイルフィルタ、方向指示器、自動車バルブ、カーエアコン、カーヒータ、クラクション、バックミラーなど
L7282	純粋持株会社	

(注) 自動車用ワイヤハーネス製造業の産業分類は、
 中分類 E29 電気機械器具製造業
 小分類 E292 産業用電気機械器具製造業
 細分類 E2922 内燃機関電装品製造業
 に含まれる。

	名 称	適用の有無	根拠条文等
国家公務員及び公団関係職員	一般職に属する職員 イ 下記ロ以外の職員	適用されない	国家公務員法附則第 16 条
	ロ 特定独立行政法人等（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 2 条第 4 号の法人）の職員	適用される	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第 37 条第 1 項第 1 号
	特別職に属する職員 イ 裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書を除く。）	適用されない	裁判所職員臨時措置法 1 号による国家公務員法の準用
	ロ 国会議員	適用されない	国会職員法第 45 条第 1 項
	ハ 自衛隊員	適用されない	自衛隊法第 108 条
	ニ 上記以外の職員 特別職に属する国家公務員（大臣、議員、裁判官、各種委員、秘書官等）	適用される	国家公務員法第 2 条 5 項 国家公務員法の規程は特別職に属する職にはこれを適用しない。
	公団等関係職員	適用される	
地方公務員	一般職に属する職員 イ 下記ロ及びハ以外の職員	適用されない	地方公務員法第 58 条第 1 項
	ロ 地方公営企業（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 1 号の企業）及び特定地方独立行政法人（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 2 号）の職員	適用される	地方公営企業法第 39 条第 1 項（本法は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第 17 条の規定によって、簡易水道事業の職員に準用される。）及び地方独立行政法人法第 53 条
	ハ 地方公務員法第 57 条に規定する地方公営企業の職員以外の単純労働者	適用される	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項
	特別職に属する職員 （特別職に属する地方公務員のうち、知事、副知事、議員、委員等については、その職務の性格上、給与が条例で定められており、実態的に最低賃金を適用する余地はない。）	適用される	地方公務員法第 4 条第 2 項

最低賃金制度の沿革

山梨県の最低賃金の歴史

- 山梨県における最低賃金は、最低賃金法が施行された昭和34年7月に山梨地方最低賃金審議会が設置され、同年から業者間協定に基づく最低賃金いわゆる9条方式として、機械金属、繊維産業、食品製造業、貴金属、木材・木製品等製造業、印刷・パルプ・紙・紙加工品製造業等の業種に最低賃金を新設した。
- 山梨県最低賃金(地域別最低賃金)については、昭和46年8月に初めて諮問を行い、昭和47年9月に答申、同年11月から効力が発生し、以降、毎年改正が行われている。
 なお、昭和53年度から中央最低賃金審議会から日額の引上げの目安額が示されるようになり、平成14年度からは、時間額だけの目安が示されるようになった。

第1表

山梨県最低賃金改正の推移

年	時間額 (円)	日額 (円)	引上率 (%)	答申日	効力 発生日	年	時間額 (円)	日額 (円)	引上率 (%)	答申日	効力 発生日
昭和47年	130	1,040	-	S.47.9.7	S47.11.16	平成7年	595	4,752	2.28	H7.8.9	H7.10.1
	(112)					平成8年	608	4,851	2.08	H8.8.7	H8.10.1
	[120]					平成9年	622	4,957	2.19	H9.8.7	H9.10.1
昭和48年	156	1,250	20.19	S49.2.4	S49.3.27	平成10年	632	5,046	1.80	H10.8.7	H10.10.1
	(135)					平成11年	638	5,091	0.89	H11.8.6	H11.10.1
	[144]					平成12年	643	5,131	0.79	H12.8.9	H12.10.1
昭和49年	206	1,648	31.84	S.50.1.24	S50.3.22	平成13年	647	5,166	0.68	H13.8.8	H13.10.1
昭和50年	239	1,910	15.90	S50.12.11	S51.2.13	平成14年	647	-	0	H14.8.7	H14.10.1
	(214)	(1,708)				平成15年	647	-	0	H15.8.6	H15.10.1
昭和51年	261	2086	9.21	S51.9.28	S51.11.20	平成16年	648	-	0.15	H16.8.5	H16.10.1
	(236)	(1,866)				平成17年	651	-	0.46	H17.8.5	H17.10.1
昭和52年	286	2,287	9.64	S52.9.3	S52.10.28	平成18年	655	-	0.61	H18.8.8	H18.10.1
昭和53年	304	2,432	6.34	S53.8.18	S53.10.12	平成19年	665	-	1.53	H19.8.31	H19.10.28
昭和54年	323	2,582	6.17	S54.8.17	S54.10.10	平成20年	676	-	1.65	H20.8.26	H20.10.25
昭和55年	346	2,761	6.93	S55.8.16	S55.10.10	平成21年	677	-	0.15	H21.8.5	H21.10.1
昭和56年	367	2,936	6.34	S56.8.13	S56.10.9	平成22年	689	-	1.77	H22.8.23	H22.10.17
昭和57年	387	3,093	5.35	S57.8.15	S57.10.7	平成23年	690	-	0.15	H23.8.23	H23.10.20
昭和58年	399	3,191	3.17	S58.8.15	S58.10.7	平成24年	695	-	0.72	H24.8.6	H24.10.1
昭和59年	412	3,289	3.07	S59.8.13	S59.10.7	平成25年	706	-	1.58	H25.8.21	H25.10.18
昭和60年	426	3,407	3.59	S60.8.13	S60.10.6	平成26年	721	-	2.12	H26.8.5	H26.10.1
昭和61年	439	3,509	2.99	S61.8.12	S61.10.6	平成27年	737	-	2.22	H27.8.5	H27.10.1
昭和62年	449	3,586	2.19	S62.8.12	S62.10.5	平成28年	759	-	2.99	H28.8.5	H28.10.1
昭和63年	462	3,693	2.98	S63.8.11	S63.10.3	平成29年	784	-	3.29	H29.8.17	H29.10.14
平成元年	481	3,843	4.06	H1.8.8	H1.10.1	平成30年	810	-	3.32	H30.8.7	H30.10.3
平成2年	504	4,028	4.81	H2.8.8	H2.10.1	令和元年	837	-	3.33	R1.8.5	R1.10.1
平成3年	528	4,224	4.87	H3.8.8	H3.10.1	令和2年	838	-	0.12	R2.8.12	R2.10.9
平成4年	551	4,401	4.19	H4.8.7	H4.10.1	令和3年	866	-	3.34	R3.8.5	R3.10.1
平成5年	568	4,537	3.09	H5.8.9	H5.10.1	令和4年	898	-	3.70	R4.8.23	R4.10.20
平成6年	582	4,646	2.40	H6.8.9	H6.10.1	令和5年	938	-	4.45	R5.8.7	R5.10.1

(注)()内は、座繰生糸製造業に係る繰糸、再繰又は煮繭に主として従事する者。

[]内は、理容業又は美容業における理容師見習の業務に従事する者。

3 産業別最低賃金については、新しい産業別最低賃金のあり方に対する考え方が、中央最低賃金審議会から昭和 56 年、昭和 57 年答申として示された。山梨地方最低賃金審議会では、旧産業別最低賃金の改善について鋭意審議を重ねた結果、次のとおり改善に努めることにした。

すなわち、57 年度においては、18 歳未満及び 65 歳以上の労働者の適用除外及び、57、58、59 年の 3 年間にわたり業務・業種の整理を行うなど「わかりやすい最低賃金」を指向したが、その実施は昭和 63 年度の新産業別最低賃金への移行以後となった。

昭和 61 年 2 月に中央最低賃金審議会から出された答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」によれば、地域別最低賃金がすでに成熟期を迎え、一定の金額水準に到達していることから、今後の産業別最低賃金は最低賃金法第 11 条の規定に基づく労働協約拡張適用方式と同法第 16 条の 4 の規定に基づく関係労使申出方式について設定されることとなった。

旧産業別最低賃金の年齢、業務、業種について計画的、段階的に適用除外を行いつつ検討を進め、必要と認められるものについては平成元年度まで新産業別最低賃金への転換を図ることとなった。

山梨地方最低賃金審議会においては、この答申の趣旨に沿って具体的な審議に入ったが、その経過は第 2 表のとおりである。

4 平成 14 年度には、中央最低賃金審議会の報告を受け、従来の日額時間額併用表示から時間額単独表示へ県内の全ての最低賃金が移行した。

5 最低賃金法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成 19 年 12 月 5 日に公布され、平成 20 年 7 月 1 日から改正法が施行された。産業別最低賃金の名称は、特定最低賃金となり、この特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないこととされ、未払いに係る罰則は労働基準法が通用されることとされた。

また、改正法第 9 条第 3 項においては、地域別最低賃金と生活保護との関係について、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定されたことにより、山梨県最低賃金と生活保護との比較を行い、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。

6 特定最低賃金の適用除外の措置については、年齢及び一部の業務に関する適用除外を実施してきたが、平成 19 年 8 月 23 日及び同年 10 月 15 日の山梨地方最低賃金審議会において、基幹的労働者の範囲を見直し検討すべきであるという意見が出された。これを受けて、同審議会に「適用除外見直し検討拡大運営小委員会」を設置し、審議・検討を行い、その結論が「適用除外見直し検討拡大運営小委員会報告書」として取りまとめられ、平成 21 年 3 月 24 日に開催された第 7 回山梨地方最低賃金審議会において、全会一致で了承された。

これを踏まえ、新たな適用除外業務を加えた平成 21 年度特定最低賃金が発効となった。

特定(産業別)最低賃金の新設・廃止等

最低賃金件名	新設	廃止
機械金属製品等製造業最低賃金	昭和43年9月	平成3年10月
機械金属製品等製造業及び自動車整備業最低賃金	昭和43年9月	平成3年10月
木材・木製品製造業	昭和44年9月	平成3年10月
家具・装備品製造業	昭和45年1月	平成3年10月
自動車整備業・販売業最低賃金	昭和45年5月	昭和51年12月
繊維産業最低賃金	昭和45年5月	平成2年9月
食料品製造業最低賃金	昭和45年8月	平成2年9月
パルプ・紙・紙加工品製造業最低賃金	昭和45年8月	平成2年10月
出版・印刷・同関連産業最低賃金	昭和45年8月	平成3年10月
貴金属・プラスチック製品製造業最低賃金	昭和46年3月	平成3年10月
卸売業・小売業最低賃金	昭和46年3月	平成3年10月
理容・美容・クリーニング業最低賃金	昭和46年9月	昭和50年11月
○電気機械器具製造業最低賃金	昭和63年12月	
○自動車・同附属品製造業最低賃金	平成元年12月	

○印は現在適用されている特定最低賃金です。

山梨県の特定最低賃金改正の推移

1. 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

第3表

年	最低賃金額(円)		答申年月日	効力発生日
	日額	時間額		
平成元年	4,350	544	H 1. 10. 9	H 1. 12. 1
平成2年	4,569	572	H 2. 10. 8	H 2. 12. 1
平成3年	4,825	604	H 3. 10. 7	H 3. 12. 1
平成4年	5,048	631	H 4. 10. 7	H 4. 12. 1
平成5年	5,220	653	H 5. 10. 7	H 5. 12. 1
平成6年	5,359	670	H 6. 10. 7	H 6. 12. 1
平成7年	5,491	687	H 7. 10. 9	H 7. 12. 1
平成8年	5,618	703	H 8. 10. 8	H 8. 12. 1
平成9年	5,754	720	H 9. 10. 8	H 9. 12. 1
平成10年	5,865	734	H 10. 10. 6	H 10. 12. 1
平成11年	5,918	740	H 11. 10. 7	H 11. 12. 1
平成12年	5,966	746	H 12. 10. 6	H 12. 12. 1
平成13年	6,008	751	H 13. 10. 5	H 13. 12. 1
平成14年		752	H 14. 10. 3	H 14. 12. 1
平成15年		753	H 15. 9. 29	H 15. 12. 1
平成16年		754	H 16. 9. 29	H 16. 12. 1
平成17年		757	H 17. 10. 5	H 17. 12. 1
平成18年		761	H 18. 10. 5	H 18. 12. 1
平成19年		770	H 19. 10. 11	H 19. 12. 6
平成20年		779	H 20. 10. 30	H 20. 12. 26
平成21年		782	H 21. 10. 28	H 21. 12. 27
平成22年		789	H 22. 10. 25	H 22. 12. 24
平成23年		793	H 23. 11. 1	H 23. 12. 31
平成24年		798	H 24. 10. 29	H 24. 12. 28
平成25年		806	H 25. 10. 28	H 25. 12. 26
平成26年		819	H 26. 10. 27	H 26. 12. 26
平成27年		834	H 27. 10. 20	H 27. 12. 18
平成28年		851	H 28. 10. 20	H 28. 12. 18
平成29年		869	H 29. 10. 26	H 29. 12. 27
平成30年		890	H 30. 10. 17	H 30. 12. 15
令和元年		913	R 1. 11. 14	R 2. 1. 12
令和2年		914	R 2. 11. 16	R 3. 1. 14
令和3年		934	R 3. 10. 14	R 3. 12. 15
令和4年		959	R 4. 10. 31	R 4. 12. 30
令和5年		997	R 5. 10. 17	R 5. 12. 16

(注) 日本標準産業分類の改訂により、平成20年からは「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に改称となった。

2. 自動車・同附属品製造業

年	最低賃金額(円)		答申年月日	効力発生日
	日額	時間額		
平成元年	4,401	551	H 1. 10. 9	H 1. 12. 1
平成2年	4,632	579	H 2. 10. 8	H 2. 12. 1
平成3年	4,871	609	H 3. 10. 7	H 3. 12. 1
平成4年	5,093	637	H 4. 10. 7	H 4. 12. 1
平成5年	5,263	658	H 5. 10. 7	H 5. 12. 1
平成6年	5,404	676	H 6. 10. 7	H 6. 12. 1
平成7年	5,534	692	H 7. 10. 9	H 7. 12. 1
平成8年	5,664	708	H 8. 10. 8	H 8. 12. 1
平成9年	5,800	725	H 9. 10. 8	H 9. 12. 1
平成10年	5,911	739	H 10. 10. 6	H 10. 12. 1
平成11年	5,964	746	H 11. 10. 7	H 11. 12. 1
平成12年	6,012	752	H 12. 10. 6	H 12. 12. 1
平成13年	6,054	757	H 13. 10. 5	H 13. 12. 1
平成14年		758	H 14. 10. 3	H 14. 12. 1
平成15年		759	H 15. 9. 30	H 15. 12. 1
平成16年		760	H 16. 9. 27	H 16. 12. 1
平成17年		764	H 17. 10. 5	H 17. 12. 1
平成18年		768	H 18. 10. 4	H 18. 12. 1
平成19年		778	H 19. 10. 15	H 19. 12. 8
平成20年		788	H 20. 10. 29	H 20. 12. 25
平成21年		791	H 21. 10. 27	H 21. 12. 26
平成22年		798	H 22. 11. 4	H 23. 1. 5
平成23年		801	H 23. 11. 24	H 24. 1. 25
平成24年		806	H 24. 10. 29	H 24. 12. 28
平成25年		815	H 25. 10. 23	H 25. 12. 21
平成26年		828	H 26. 10. 27	H 26. 12. 26
平成27年		843	H 27. 10. 26	H 27. 12. 25
平成28年		857	H 28. 10. 25	H 28. 12. 24
平成29年		875	H 29. 10. 16	H 29. 12. 15
平成30年		896	H 30. 11. 2	H 31. 1. 3
令和元年		918	R 1. 10. 11	R 1. 12. 12
令和2年		919	R 2. 11. 16	R 3. 1. 14
令和3年		938	R 3. 10. 12	R 3. 12. 11
令和4年		961	R 4. 10. 26	R 4. 12. 25
令和5年		971	R 5. 10. 11	R 5. 12. 10

令和5年度地域別最低賃金改正状況

第4表

事項別 都道府県名	時間額 4年 (円)	時間額 5年 (円)	時間額 引上額 (円)	時間額 引上率 (%)	効力発生日
北海道	920	960	40	4.35	令和5年10月 1日
青森	853	898	45	5.28	令和5年10月 7日
岩手	854	893	39	4.57	令和5年10月 4日
宮城	883	923	40	4.53	令和5年10月 1日
秋田	853	897	44	5.16	令和5年10月 1日
山形	854	900	46	5.39	令和5年10月14日
福島	858	900	42	4.90	令和5年10月 1日
茨城	911	953	42	4.61	令和5年10月 1日
栃木	913	954	41	4.49	令和5年10月 1日
群馬	895	935	40	4.47	令和5年10月 5日
埼玉	987	1,028	41	4.15	令和5年10月 1日
千葉	984	1,026	42	4.27	令和5年10月 1日
東京	1,072	1,113	41	3.82	令和5年10月 1日
神奈川	1,071	1,112	41	3.83	令和5年10月 1日
新潟	890	931	41	4.61	令和5年10月 1日
富山	908	948	40	4.41	令和5年10月 1日
石川	891	933	42	4.71	令和5年10月 8日
福井	888	931	43	4.84	令和5年10月 1日
山梨	898	938	40	4.45	令和5年10月1日
長野	908	948	40	4.41	令和5年10月 1日
岐阜	910	950	40	4.40	令和5年10月 1日
静岡	944	984	40	4.24	令和5年10月 1日
愛知	986	1,027	41	4.16	令和5年10月 1日
三重	933	973	40	4.29	令和5年10月 1日
滋賀	927	967	40	4.31	令和5年10月 1日
京都	968	1,008	40	4.13	令和5年10月 6日
大阪	1,023	1,064	41	4.01	令和5年10月 1日
兵庫	960	1,001	41	4.27	令和5年10月 1日
奈良	896	936	40	4.46	令和5年10月 1日
和歌山	889	929	40	4.50	令和5年10月 1日
鳥取	854	900	46	5.39	令和5年10月 5日
島根	857	904	47	5.48	令和5年10月 6日
岡山	892	932	40	4.48	令和5年10月 1日
広島	930	970	40	4.30	令和5年10月 1日
山口	888	928	40	4.50	令和5年10月 1日
徳島	855	896	41	4.80	令和5年10月 1日
香川	878	918	40	4.56	令和5年10月 1日
愛媛	853	897	44	5.16	令和5年10月 6日
高知	853	897	44	5.16	令和5年10月 8日
福岡	900	941	41	4.56	令和5年10月 6日
佐賀	853	900	47	5.51	令和5年10月14日
長崎	853	898	45	5.28	令和5年10月13日
熊本	853	898	45	5.28	令和5年10月 8日
大分	854	899	45	5.27	令和5年10月 6日
宮崎	853	897	44	5.16	令和5年10月 6日
鹿児島	853	897	44	5.16	令和5年10月 6日
沖縄	853	896	43	5.04	令和5年10月 8日

山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較

第5表

年	最低賃金額 (円)	きまって 支給する給与 (月額) (最賃の占める比率)	パートタイム労働者			最賃 引上率%	きまって 支給する 給与 上昇率%
	時間額		きまって 支給する給与 (月額)	総実労働 時間数	時間額賃金 (最賃の占める比率)		
平成24年	695 (111,200)	242,803 (45.8%)	97,086	99.0	981 (70.9%)	0.72	-2.4
平成25年	706 (112,960)	243,159 (46.5%)	99,395	100.8	986 (71.6%)	1.58	0.1
平成26年	721 (115,360)	242,682 (47.5%)	98,032	97.3	1,008 (71.6%)	2.12	-0.2
平成27年	737 (117,920)	240,337 (49.1%)	99,556	98.1	1,015 (72.6%)	2.22	-0.4
平成28年	759 (121,440)	240,506 (50.5%)	100,552	99.8	1,008 (75.3%)	2.99	0.0
平成29年	784 (125,440)	246,938 (50.8%)	98,355	94.9	1,036 (75.6%)	3.29	2.7
平成30年	810 (129,600)	247,583 (52.3%)	101,876	95.1	1,071 (75.6%)	3.32	0.3
令和元年	837 (133,920)	249,428 (53.7%)	105,096	93.6	1,123 (74.5%)	3.33	0.8
令和2年	838 (134,080)	242,101 (55.4%)	101,953	85.6	1,191 (70.4%)	0.12	-2.9
令和3年	866 (138,560)	250,158 (55.4%)	99,582	87.7	1,135 (76.3%)	3.34	3.3
令和4年	898 (143,680)	244,772 (58.7%)	96,494	88.4	1,092 (82.3%)	3.70	-2.2
令和5年	938 (150,080)	251,657 (59.6%)	99,571	81.7	1,219 (77.0%)	4.45	2.8
備考	()内は、 時間額×160H	毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)	毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)				毎勤統計調査 (規模5人以上、6月分)

(注) 「パートタイム労働者の時間額賃金」＝「パートタイム労働者のきまって支給する給与(月額)」÷「パートタイム労働者の総実労働時間数」

H30、賃金要求、妥結状況調査終了

賃金統計調査に、 ご協力をお願いいたします。

山梨労働局賃金室では、最低賃金の改正や県内労働者の給与及び就労実態を把握して、行政に反映させるために、下記「主な賃金関係調査」のような各種の統計調査を実施しております。

事業者等の皆様には、業務多忙の中、大変お手数をおかけしますが、調査の意義を御理解の上、是非とも御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただきました調査内容は、調査の目的以外には使用することはありませんし、個別に発表することもありますので、ありのままを御記入ください。

また、御提出いただいた調査内容について、当局職員が電話での補足や、調査のお願いをさせていただくことがありますので、よろしくお願いいたします。

なお、最近、労働局職員の名を騙ったり、類似の名称で「調査まがいの電話」がされる事案が発生しておりますので御注意ください。

主な賃金関係調査

< 統計調査の名称 >	< 調査の目的 >	< 調査の時期 >
○ 賃金改定状況調査	最低賃金改定のための資料	6月上旬
○ 最低賃金に関する基礎調査	最低賃金改定のための資料	6月中旬
○ 賃金構造基本統計調査	地域・職種・年齢・勤続年数別等で労働者の賃金実態の把握	7月
○ 家内労働概況・実態調査	山梨県内の家内労働にかかる委託状況等の把握	10、11月

山梨労働局賃金室 ☎ 055(225)2854

〒400-8577

FAX 055(236)5055

甲府市丸の内 1-1-11

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/home.html>

発行 / 令和 6 年 5 月